

令和5年第6回安平町議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月21日（木曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和5年9月21日（木曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課参事 佐々木 智紀
産業振興課長 森池 和哉	建設課長 塩谷 慎嗣
建設課参事 伊藤 富美雄	健康福祉課長 阿部 充幸
健康福祉課参事 小坂橋 憲仁	水道課長 蟹谷 光宏
水道課参事 谷村 英俊	総合支所長 大窪 好己
商工観光課長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第2号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1		一般質問
日程第2	認定第1号	令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	認定第2号	令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	認定第3号	令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	認定第4号	令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	認定第5号	令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	認定第6号	令和4年度安平町水道事業会計決算の認定について
日程第8	議案第1号	安平町史編さん委員会設置条例の制定について
日程第9	議案第2号	安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第3号	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
日程第11	議案第4号	財産の取得について
日程第12	議案第5号	令和5年度安平町一般会計補正予算（第4号）について
日程第13	議案第6号	令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第14	議案第7号	令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第15	議案第8号	令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第16	意見案第1号	現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）について
日程第17	意見案第2号	核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）について
日程第18	意見案第3号	再審法制の改正を求める意見書（案）について
日程第19	意見案第4号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について
日程第20	意見案第5号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について
日程第21		議員派遣の件について
日程第22		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

日程第23		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第24		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

- 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問 ～ 閉会

- 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4 番	鳥 越 真由美
7 番	三 浦 恵美子

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。

只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 一般質問

○議長（多田政拓君） 日程第1、一般質問を行います。8番箱崎英輔議員の一般質問を許します。

【通告No.6 8番 箱崎 英輔】

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 私の方からは4件について伺います。まず、来年度に向けた学校支援について伺います。早来学園が開校して5か月が経過しましたが、課題もいくつか見つかっていると思います。追分地区においても追分小学校の老朽化に伴う対応と未来に向けた環境整備も必要になってくると思います。その取り組みについて伺います。

まず共通的な事項として、スクールサポートスタッフの人員配置は十分ですかということと、副校長、教頭マネジメント支援員制度を導入する予定はありますか。この2つを一緒に質問させていただきます。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） まずスクールサポートは、配置される枠で確保されています。ただし、来年度以降は制度上補助の対象にならないと思われまので、現在在り方を検討しています。副校長等の支援制度については、制度としてまだ明確に示されている段階ではないので、効果が期待できるかどうか、そもそも他の制度同様支援につながる人材を確保できるかといった懸念

があります。よって現時点の回答は控えさせていただきます。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 続いて質問させていただきます。今年7月にサテライトオフィス進出協定を結んだ株式会社あわえの代表の吉田基晴さんが提案されているデュアルスクール。こちらは地方と都市の2つの学校の行き来を容易にし、双方で教育を受けることができる新しい学校の形のことで、この制度の検討をすることはありませんか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 受け入れのメリットが無いとは言いませんが、安平町の現状を考慮し、現段階では検討はしていません。安平町もしくは安平町の教育に関心を持っていただけるのであれば、最初から最後まで教育を受けていただく方を優先させていただきたいと思えます。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 引き続き次の質問に移ります。長期休み、夏、冬、春それぞれありますが、その期間を各小中学校で変更することはできないのでしょうか。エアコン設置というハードの面と長期休み期間変更というソフトの面の2つを駆使して対応していくことが重要だと思いますがいかがでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 安平町立学校管理規則上で可能ですので、今後そのような対応も一つかと思っています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） それでは今まで質問してきたところを再度お聞きします。まずスクールサポートスタッフですが、こちらは非常に重要な位置を占めて

いると思います。町単費でも予算措置できないのか、それを検討されることはどうなのか。副校長、教頭マネジメント支援制度については、もし人材の確保が難しいのであれば職員を配置するという事は考えられないのか。

デュアルスクールについては昨日も出ていましたが、ワーケーション、リモートワークと多様な働き方が増える中で、せつかく株式会社あわせ様と協定を結んでいるので情報収集だけでもしていただきたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） スクールサポートスタッフについては、現在の活用状況などを考え、この利点は十分認識しているところです。よって、この制度が先生方の働き方改革に結びつくような対応ができるという考え方で、来年度以降単費で、これ以上のむしろメリットを求めたような配置ができるようなことも一つ提案させていただければなと思って現在来年度の予算に向けて検討している段階です。

2番目の副校長、教頭マネジメントの形ですが、今お話されたようにこの管理職の獲得というのは、お陰様で結構力のある方の獲得ができています。それによって、むしろ先生が最近確保できない、人材不足というかそもそも定数を満たしていない状況も含めてありますので、現場のお話を聞くと一般教員の確保を求める方がかなり有効であることは私たちも考えていますので、その点含めてこれから考えていければと思っています。

デュアルスクール等の考え方ですが、確かに一時的な安平町の豊かな教育環境の中でやるような事業的なものを一つでやりとりするとかであれば問題はないかと思うのですが、一般的な学習指導要領に求められるような教育をやると、例えば教科書の違いといったような部分も含めて色々課題が多いかと思います。ですから一つの交流的な事業としては世界の広がる考え方でもいいのかと思いますので、その辺は学校の現場と考えていければとは思いますが。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 3番目のデュアルスクールの関係で若干補足します。区域外就学制度を活用した形で地方と都市のそういった行き来するようなことかなと思います。あわせさんとは協定を結ばせていただいて、今教育関係も含めてサテライトオフィスの中に入らせていただいて進めていただいています。課題となってくるのは、今短期的に色んなあびら教育プランの取り組みだったり、そういった体験事業も実施して、それが移住定住につながってき

ていることもありますし、さらに箱崎さんが言われたデュアルスクールをやることによって、それをさらに進められないかという趣旨かなと思っておりますが、当然おためし暮らし住宅的なものきちんとした整備であったり、それを実施するに当たって受け入れする側の学校の体制だったり、こども園の今定員も相当充足していて逆に受け入れが厳しくなっていくことも今後ラピダスの関係も含めてあるので、そういったところをきちんと見極めて、整備するものはしていきながらやっていかなければならないのかなとは思っています。ですけれども、その発想だったり考え方ということは当然今後検討していく必要がある政策だとは認識しています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） それでは次に移させていただきます。早来地区、追分地区それぞれについて伺います。昨年度3学期から2クラスに増えたクラス、または今後増える可能性があるクラスはありますか。

また、ラピダスの進出、安平地区の駅前の新規の住宅。ここ1年ぐらいで建った住宅が2、3件、それと今建築中の住宅も2、3件ということで非常に新規な住宅が建っている状況を踏まえると、これ以上児童が増えた場合、幼児が増えた場合の対象をどのように考えていらっしゃるでしょうか。この2つを一括してお聞きします。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現在4月以降増えた学年は2年生が増えています。可能性は向こう2年度以降の新入生は増える可能性がありますが、今の段階では明確な数字ではありません。

今後ラピダスの進出等の形で増える場合については、各学年が平均的に増える分には教室の広さを考慮した場合は問題ありませんが、特定の学年に増加が集中する場合は早急な対応が必要と思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 続けて質問します。特別支援を要する児童・生徒に対して先生、職員の数は十分でしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 児童生徒数に対しての配置数は問題ありませんが、現在早来学園の教員にも欠員が生じている現状です。特別に支援を行う児童生徒さんへは学習支援員や特別支援教育補助員の雇用をしていますが、本町の学校規模では学習支援員に対する北海道の予算の対象とならなくなることや、仮に予算があっても効果的に担っていただける人材の不足が今後の課題となっています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 次の質問に移ります。それに学校に連動した児童館への対応はどのように考えていますか。特に放課後の児童の居場所の確保をどのように考えていますか。その居場所を確保するために既存の施設等を利用した将来像をスピード感をもって示していただけるのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 利用者は日によって変動する事業ですが、通常でも物理的な部分で厳しい状況になっていることが多くなっています。ですから、まなびおなどの利用や管理スタッフの確保も含めて対応は現在進めています。そこに特別な支援の必要な方が児童館利用する場合も、学校同様に人的支援がさらに必要と考えますので、難しい判断ではありますがその配置について考える場合、制度上該当とならない拡充部分については町の負担も考えながら検討する必要があると考えます。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 続いて追分地区に移ります。この最初の1番目、学校施設が古く冷房施設も、というところは昨日他の議員さん2人も同様の質問をしていますので割愛させていただきます。

次の総合学習支援などにおいて早来地区はファンディングベースなどの企業の支援を得る体制になっていますが、追分地区についても同様の事業展開を進めていくつもりでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 昨年までは総合的な学習の時間の枠で企業の支援を受け、教育課程への位置づけ、実施にご尽力いただきましたが、本来評価を伴う事業である以上、教員が行うイベント化で終わらせないことが基本ですので、そこについては教員経験のある教育魅力化コーディネーターが教育委員会の立場で現在実施しています。すでに追分地区でも実施しており、教員独自で継承できるよう支援をするとともに、より充実した学習内容となるよう進めていきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ありがとうございます。今までの質問を総括すると今回の質問については、まず私の認識としては、教員の方々の主戦場は授業だと認識しています。そのために先生たちはその主戦場で子どもたちと真剣に向き合う時間を作ってもらわなければなりません。そのために環境整備をしていくことが行政や地域の役割だと認識しています。検討のほどよろしく願います。

次の質問に移らせていただきます。あびら教育フォーラムの中で、町長は追分小中学校の未来像について、追分中学校を中心に義務教育学校の方向で進めていきたいと発言していたと思いますがその真意を伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちら早来学園は被災と老朽化が進む学校施設を合わせて新築で義務教育学校化を行いました。教育内容を考えれば追分の小中で始めた小中一貫教育を早来で施設整備も含めて実現したことによって今考えられる理想的な形の学校建設ができました。しかし、教育は施設だけで完結するものではありませんので、小中一貫教育を通じて学校教育目標を達成し、十分な成果を得るまでには解決しなければならない課題も多く、小中一貫教育の開始から6年目を迎えた追分地区でもまだまだ課題があります。よって到達したい整備目標は早来地区同様のことですが、先に整備をした追分中学校は平成24年に建設したばかりですので、追分小学校がいくら古いからと言って追分中学校も壊して一緒に建て直すことは補助事業を絡めた事業で考えると増改築の道でなければ叶わない構想です。といった青写真を描くだけでも課題は多く、簡単なことではありませんが、追分中学校の施設の特色を継承した増築をして早来地区の5割強の規模と考えると、早来学園と同

様な環境整備も夢ではなく、それを実現させれば真の意味で安平町の教育の魅力化が達成でき、現時点で早来地区に注目が偏っている部分を追分にも、むしろ追分の方が住居確保面を含め利点があると判断していただければお互いの地区のこども園、学校での活動が理想的な規模になると考えています。先ほどの早来地区の課題は、追分地区の課題と分け合う形が進めば理想的な教育環境が維持できますし、両地区の活気も同様に維持可能と思っています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） わかりました。まだ実行は明確にはできないけれども、将来に向けて追分中学校を中心に義務教育学校の方向で進めていくということは変わらないという認識でよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 施設の長寿命化計画だとかも考慮して、今後具体的なスケジュール感を出していければなど考えています。直近では追分中学校の予防改修が近くになっていますので、こちらは2032年になっていますので、そこまでは必ずそういった形を示せば良いかと考えています。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。
- 町長（及川秀一郎君） こちらの考え方、教育フォーラムの中で早来学園を会場としながらパネルディスカッションという形でやらせていただいて、追分地域の話にもなりました。総合計画の後期計画は今年からスタートしているわけですが、その中でも平成30年度の4月から追分小中学校では分離型ですが小中一貫教育はすでにスタートしていますので、そういった検証を進めていくということが現状と課題であったり、また施策の中で今後取り組んでいく施策として掲げられています。また一方、施設整備の関係でいきますと、当然老朽化が進んでいる追分小学校、これ昭和50年代に建てられたものです。当然これから議論していったとしても半世紀は経ってしまうということですので、今永桶次長が答弁したとおり、両方をいっぺんにということではなく、追分中学校が平成24年のオール電化の建物ですので、その横にはご承知のとおりおいわけ子ども園が追分役場庁舎を改修する形で、隣接する形でありますので、そこで追分中学校と追分小学校を増築する形で、究極の形である義務教育学校ということが今後検討して議論していければ、あそこの一体が

教育ゾーンとして成り立つ。さらには追分高等学校も道路は一本挟んでいますがそちらにもありますので、教育的な活用がさらに充実していくのではないかとというような考え方のもとで教育フォーラムの中では発言させていただいていますので。当然今後の検討議論になりますが、今年度からそういった議論がスタートするということは総合計画の中でも位置付けられているということです。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました、ありがとうございます。多分追分地区の人たちは早来学園のようなものを作ってくれという認識よりも、どちらかというと将来像を早めに示してくれと。先日教育長と次長が部活の移行の話と将来の学校の話を追分地区の方、保護者の方を中心にして話していただきましたが、その時期になると今の追分小学校、中学校の保護者の方は2030年度の話を読んでもあまり興味を示さない。やるのであればおいわけ子ども園の保護者を対象にしていかなければいけないのかなと感じましたので、そのビジョンも追分地区に示すことによって安心安定を与えていただくことになると思いますし、また来年度とは言いませんが、できるだけ見える形で追分地区の学校をこうやって作っていくんだっていう場所を追分地区にもそういうものを作っていくビジョンはありませんか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現在、来年度予算に向けて実施計画等の作成を行っているのですが、私先ほどお話をさせていただいたように既存の追分中学校の施設でもかなり特色を持った施設づくりをさせていただいています。ですから例えば早来学園に取り入れられたような学校備品の整備だとか、そういった形の中で安平町の教育の進め方を提供できる環境もできるのではないかと、そういったことから、この施設の増改築なりそういったところまでの間でもできる範囲の中で整備を進めていきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど詳しくは申し上げませんでしたでしたが、総合計画の中に建物の改修整備だったり、教育備品等を計画的に整備していくということも合わせて計画では謳ってしまして。今早来学園は最新設備がすでに入っ

ている。でもこれから追分小中学校に対しても来年度から速やかにそういった施設備品の面については早来学園同様の形に、同等、今は整備すれば当然スペック的には上に行くと思いますが、そういった環境をまずは整えていて、そして建物の話については先ほど申し上げたような若干時間を要しますが、当然令和、今の総合計画が令和5年から8年までの計画です。ですから、令和8年度には次の第3次安平町総合計画の基本構想づくりに入っていくわけですから、そういった中にきちんと方針だったり方向性も謳っていきながら、まちづくり、学校の整備を含めて進めていくのが今のスケジュール感ではないかなと思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ありがとうございます。ぜひ安平町総合計画の中にしっかりと示していただきたいと思います。

次の質問に移ります。中学校の部活移行についてですが、部活の地域移行に際して重要な役割を果たす団体に対してどのような支援体制を構築していくのか伺います。新聞報道では部活の地域移行は2025年度に完了とありましたが現在の状況をお聞きします。

また、2番目の団体の受け皿団体の支援はどのように考えているでしょうか。金銭的、物的、人的とそれぞれの支援内容をお聞かせください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 本年度当初は部活動指導員等の雇用を含めてこれまでどおりの活動で始まっていますが、北海道の補助金を活用し、9月から実証事業を始めています。運動部については本年度の移行も無理ではないと思いますが、文化部については指導者の獲得部分含めて問題点が多く、それらの解消も考えると2025年度までの完了として進めている状況です。こちらは全体的に見るとこの実証事業では金銭的な問題が一番の課題となりますので、これまでのように基本、先生方のボランティア、プラスアルファの部分の支援は必要だと思います。その部分は部活動指導員制度の賃金ベースが始まりの部分となります。人がいるから賃金を払うシステムだけを作っても継続性に課題は残り、確保する点の重要度は高いと思いますので、その辺の仕組みが必要だと思います。

活動面では登録や大会の参加費等の内容は現状町が負担している部分は移行できると思います。しかし、種目によっては活動の方法も違うので、それぞれ負担の額の違いはあり、その点はこれまでどおり保護者等の負担が原則

と考えています。それら一連をうまくシフトするのに今年は説明会等制度理解の事務費が重要となります。スタート時点ではこの辺から取り組みますが、これまでも物的な部分についてはほとんど町が補助する場合は無いこと、施設はこれまでどおり使えるので、施設備品の更新として今後もその点は担保していく考え方で良いと考えています。唯一吹奏楽については、他の種目と比較すると全てクラブ負担でシフトすると金銭面での課題が大きくなると思いますので、現時点は結論の出ていない部分です。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 支援支援と簡単に私も言っていますが、簡単に解決できないこともあるのだなということは認識しました。今年度は特に保護者への説明というところに時間と労力を割いていただくというところなので、安心してその話し合いに応じていただければと思います。

次の質問に移ります。スクールバスでの利用は可能なのでしょうか。もしそれができないとなると移行後の送迎支援など、どのように考えていますか。また、土日の練習や遠征などの送迎も合わせてお聞かせください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） スクールバスの活用は、現状の範囲内と解釈してください。土日の練習や遠征などでの利用は、これまでも行っていません。地域移行となる点で一番の課題はこの点になりますが、これに起因して人数が確保できる廃部になることを避けるため、できる範囲で統合して維持することを目的に新たに送迎のためにスクールバスを運行する考えは持っていません。ですから、その補完は移行先のスポーツクラブと考えており、保護者の理解も得ないと全てをカバーすることはできないかと思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 確かに保護者への理解は非常に重要だと思います。また、移行する、移行先のスポーツクラブにそれだけのマン的パワーがあるのかどうかっていうこともまだわからない状態でしょうけど、できるだけ資金援助を考えていただきたいと思います。ただ一つ気になるのは農家の方、農繁期についてはなかなか送迎が厳しいという意見を伺っています。安平町は新規就農を進めていくという形をとっていくのですが、その新規就農の方たち

も安心していただけるような措置をお願いしたいと思います。

次にこのような支援を行うための財源をどうしますか。ふるさと納税を利用して期間を限定して支援していただくことは可能なのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 本年度は実証実験の補助金の活用や制度の理解のある方よりふるさと納税の形でバスの購入費用などの財源とすることを示されましたので、今後も一つの形にさせていただきたいと考えますが、この点については独自運営が理想となるので、町として一定のルールで補助できる制度と財源確保を考えていきたいと考えています。現時点では部活動の地域移行ですが、生涯スポーツとして町民へのスポーツに触れる機会の場の確保の継続も考え、現在のシステムとの調整も必要とは考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。検討のほどよろしくお願いします。

次の質問に移らせていただきます。町内の各施設は徐々にインターネット環境の中で確認や申し込みができるようになってきていますが、まだ施設間や地域間によって差異があると認識しています。さらに使いやすさに公的施設の在り方について伺います。まずは今年開校した早来学園共用スペースについてお聞きします。まなびおキッチン、アトリエなどの共有スペースの利用状況を教えていただきたい。それとABIRASHARE（安平シェア）についての評価はいかがでしょうか。施設も同様にインターネットからの申し込みができるようになるのかどうか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） まずまなびおの利用件数等ですが、延べで429件が利用されています。人数においては延べ3712人となっていて、これはこれまでの学校開放の活動だとか、新たにこの施設に向けて新たな活動をしていただけている方など今現在徐々に増えている状態となっています。

また、ABIRASHARE（安平シェア）、インターネットからの申し込みですが、評価は正直なかなか掴みにくいところですが、現在無料開放の面を含めて混乱なく利用されていると思います。他の施設にも同様に拡大していくには、利用料の徴収の電子化などの手続きの整理をもっと進めて利用

者側の利便性を確保して整備できればと考えている状況です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 若干補足します。今回の質問については早来学園共有スペースだったり、公民館、自治会町内会館ということも通信環境の関係で前段で言われていますので、学校以外の遠浅公民館だったり、安平公民館、追分公民館、早来の公民館はスポーツセンター、失礼、町民センターは改修をかけるのでその際に合わせてとなろうかと思いますが、スポーツセンターも、さらには胆振東部消防組合の安平支署だったり追分出張所。そちらの方についても公共施設の無線、公共Wi-Fiの環境については、デジタル交付金の充当事業として今年度今、取り組みを進めていくということですので、早ければ1月にサービスが、そういった公共Wi-Fiが使えるような、公民館等でも使えるような環境も今年度中には整備を進めていく考えです。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） では早来学園の共用スペースなどのように追分公民館だったり早来町民センターだったり、利用料の徴収については多分時間がかかるとと思いますが、利用申し込みまたは減免申請、こういうものは全て電子化を来年度に向けてできると認識でよろしいですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 現在改修の予定としています早来町民センター等の活用についても、こちらのシステムなどの導入ができれば良いかなという考え方では進めています、今現在設計の段階と多分予算の関係とかも大きく跳ね返ってくる部分もありますので、今の現状では公民館を含めて他の施設になかなか拡大してくれる具体的なスケジュール感はまだ見えていないところです。やはり料金徴収の部分と抱き合わせてやっていかないと利便性がかなり落ちた状態になってしまいますので、その辺のところも含めて、このシステムを一つにすることによって皆様方の使い勝手も上がる考え方で広げていければなという考え方は持っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 今次長が言われたような利用料の徴収という件は次の質問にも続くのですが。では次の質問に移らせていただきます。各地区の公民館や会館についてお聞きします。減免申請以外の利用件数は何件ですか、年間の利用料の徴収金額はいくらですか。この上の2つについては公民館のみの金額、件数でよろしいのでお教え願います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） ①②合わせてご答弁させていただきます。公民館の減免申請以外の利用件数及び徴収金額ですが、令和4年度実績で追分公民館12件15万8400円、早来公民館35件37万7790円、遠浅公民館20件24万7520円、安平公民館8件47万3260円となっています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 一つ確認しますが、遠浅公民館及び安平公民館の今の金額、件数においては葬儀が中心という認識でよろしいですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） そのとおりです。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 今お聞きしましたそれぞれの件数及び金額ということを見ると、町民に限定して使用料を無料にすることは考えてらっしゃらないのか、そこをお聞きします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 公民館に限らず公共施設の使用料については、安平町行政改革プラン2022において受益者負担の公平性を図りながら使用料の検証を行い、使用料設定指針等を策定することとされていますので、

今後策定された指針に基づき使用料を設定させていただきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 公民館については合併した時に様々検討させていただいて、そして何でも施設使用料を無料ということではなく一部負担、応分の負担をしていただくということを地域説明会も行っていきながら、ただし、利用回数を増やすことによってその減免の割合が多くなっていく、例えばわかりやすく言えばお得感が出てくるような、そういった工夫もしながら4地区の公民館の使用料金の見直しを行ってきた経過もありますし、これから暖房料も上がっていてもなかなか値上げもしていない、昨日議論になったエアコン設置をしていく、今まで北海道では無いとも、暖房料はありますが冷房料みたいなものを取っていくのか、徴収していくのかも検討議論は出てこようかと思っておりますので、町民の利用促進も図らなければなりません、やはり一部の負担というところも、そこは守っていかなければならないと基本的には考えています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） わかりました。安平町の行政改革プラン、この委員の方々の意見も尊重しなければならないということは理解できました。ただし、私が言いたいところは、まず一つは受益者負担というのを優先するのであれば、例えば今補助金を貰っている団体を減免による申請ではなくて、ちゃんと補助金を貰っているのだから利用料を払っていただくとか、また早来学園などを使用してコンサートや映画上映など町外で組織的に利益を上げようとしている団体からは、ある程度の金額を徴収するような設定をしてはどうかなと思います。2つ目については、これちょっと危惧しているところですが、これだけ若い世代の方が移住して来ている状況で我々はほとんど気づいてどうやったら減免ができるのかとかやれるのですが、そういった方々がどこの組織に所属しないとといった方々が多様な角度からもっと安平町も面白くしたい、楽しくしたいという思いをちゃんと伝えられるのかなというのがあります。また、そういう発想がせつかくあるのにそういうハードルがあることによって発想を潰して、あまり関わるのはよそうとならないようなところがちょっと危惧しているところです。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 受益者負担の観点から補助団体等の在り方のご意見をいただきましたが、現在も減免等色々対応していますが、その辺も行革プランの中では適正な減免等そういう補助団体にかかるところも、行革でどこまでというところはあると思いますが、それらの行革プランの中で検討された事項に基づいて今後の在り方というのは再度検討していく必要があるかなと思っています。

また、移住された方の団体利用というところですが、確かに移住されてすぐに団体を結成してというところはなかなか難しいところですが、例えばですが町民活動支援事業という補助事業も実施しており、全てではないですが移住してきた方々についてもそちらの方を利用してイベント等事業を開催していただいている。また、早来学園においても今年度実施されている方もいらっしゃると思いますので、こちらの制度を広く周知していくような形でその辺もカバーできたらと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 考え方として、当然減免の制度を知らない方もいらっしゃるかもしれませんが、結構相談を事前に教育委員会なり役場の職員なりに相談があって、やり方によってとてもいい事業であると、町民にとっても有益な事業であるということによって安平町が共催になったり、また教育委員会が共催としてやることによって会場使用料の減免だったり、全額減免だったり様々な対応をこれまでもとってきていますので、そればかりをPRはなかなかできないのですが、相談事があった場合にはそういった臨機に対応もさせていただいていますので、そういった視点も持ちながらこれからも情報発信も配慮していければいいかなと思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ぜひご検討のほどよろしくお願いします。最近移住関係のことで移住してきた方だったり、エントランスで若い大学生だったり、またはエントランスの人たちだったり結構若い人たちと話す機会があるのですが、やはりすごい対応の発想を持たれているなという実感があります。そういう方々の意見がどんどん反映されるような安平町になればいいと思っ
の質問でした。

では最後の質問に入らせていただきます。その前に一つ言っておきたいこ

とがあります。早来学園建設にあたり胆振東部地震から学校が完成するまでの4年半、教育委員会を中心に学校建設にかかる会議、説明会、チラシ作成などという資料がありました。それに関しては実に356回にわたり行っていただきました。これは教育長をはじめ教育委員会の皆様の地道な努力と情熱があつてのことだと思えます。それに関しては尊敬の念は絶えません。ということはお伝えしておきます。それを前提として質問させていただきます。

学校をはじめ社会環境が激しく変化していく中で教育委員会の在り方について伺います。あびら教育フォーラムで町長は学校は小さな町、町は大きな学校であるとか、早来学園は学校教育と社会教育の融合というような発言をしていたと思えますが、その発言の趣旨をお聞かせください。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 早来学園の特徴として学校教育と社会教育の融合した施設と表現した部分は、学校施設であります。人口減少、少子化などでの人の交流や色々な出会いが小さくなる状況を鑑み、人や地域との結びつきの機会を広げ、広い意味での教育環境を拡大できる場所となることを目指して作られた施設という内容となっています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 8月26日のあびら教育フォーラムの中でも、前段の質問でもあったパネルディスカッションの中でも言っていますし、また先週行われた札幌でノーマップスという同じような教育の関係者とパネルディスカッションをする機会が4年前にもあったものですから、あつたのですが、その際にも言わせていただきました。これは今だけではなく早来学園ができてからそういったものが作り上げられてきた部分は当然あるのですが、それ以前の安平町の教育が開かれた学校、また学社連携から一步進めて学社融合という取り組みを教育委員会サイドで進めてきたということ。開かれた学校というのは、ただ何か施設の的に開くという意味だけではなく、学校開放だけではなく、地域の方たちを先生として役として、総合学習の中で教えていただくような、そういった意味も含めて、ですから町の町民全体で町に入っていくという下地があつたという、それを例えて前教育長の豊島教育長がその町が大きな学校なんだという、そういった言い方は当時からしていましたし、学校の中に小さな町が、地域の方が入ることによってそこを目指していくところも理念として持っていましたので、まさしく早来学園というのがまなびおだったり特別教室に一般の方が入っていく、お年寄りの方も赤ちゃん連れ

の保護者も入っていくというのがまさしく町ではないかということで、そこをわかりやすく説明する際に、そういった意味で発言させていただいたということです。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） では次の質問に移らせていただきます。教育委員、社会教育委員の皆様への会議の資料はいつ配布していますか。

〔永桶教育次長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 開催日の事前配布で、遅くても2日前には行っています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） その配布時期なのですが、ちょっと遅いのではないかなと思います。というのは社会教育委員についても幅広い事業の計画だったり結果だったり、それを2日間で見えて意見を言えというのはちょっと酷なのではないかなと。各委員さんたちはそれぞれの仕事を持って各地域でも活躍されている方も多いと思いますので、せめて配布は1週間、せめて5日前ぐらいに配られてはいかがですか。というのは社会教育委員は社会教育法で規定されていますが、それぞれの意見を言って、それが今度町の生涯学習計画などにも反映されていくわけですね。そういうものが2日前の資料で言わなかったから何も無かったと。そういうものはちょっと、口の悪い人に言わせれば既成事実を作り上げているだけだろうという方もいらっしゃるのです。そういう誤解を招かないためにもある程度の期間をもって配っていただきたいと思いますがいかがですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 教育委員会参事。
- 教育委員会参事（佐々木英生君） 議員がおっしゃるとおりですので、極力早い、少しでも早めに配布できるように準備して参りたいと思います。実態としては事前配布をしながらも資料等の整備のため当日配布という場合もありましたので、その辺も何とか改修していきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） これは教育委員会の議案の発送の仕方というのは今答弁したとおりだと思います。自分が教育委員会時代に居た時も当然間際になって出すということはやはりあるのですね。全部をまとめて正規の議案として送る時にはなかなか日数が一週間とれない場合もある。そういった例えば評価のものだったり、生涯学習計画の素案だったり、教育行政執行方針のたたき台だったり、そういったものは相当早く送って意見もらって添削して直して、それをまた最終段階で送る時には若干時間が少なくとも説明がつくとかいったやり方もしていましたので。ただ、この間震災とコロナもあったり、早来学園、閉校記念式典含めて閉校作業という教育委員会としては通常とは全く異なるこの5年間だったと思っていますので、今後今いただいた意見も当たっている部分もあるでしょうし、色んな教育委員会もスピード感を持ってやっていきたいとの、そこはありますので、今私が答えたやり方含めて必要なじっくり読んでいただく時間を確保するための資料を早く送るということは、これは行っていかなければならないと思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 今参事が言われたり町長が言われたことは全くそのとおりです。先ほど言いましたように教育委員会、この4年半で復旧復興作業の他に早来学園建設と。それに合わせて通常業務という慌ただしい中でやっていただいたことには感謝します。ただ、実際に教育委員、社会教育委員のなり手は結構自分の中で自意識の高い人たちが引き受けてやってくれていると思いますので、町を何とかしたい、もっと安平町を楽しくしたいという思いで引き受けていらっしゃると思いますので、ぜひ検討をお願いします。

3番目の質問に移ります。社会教育グループと学校教育グループの業務区分、これは何を基準にして分けていますか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 教育環境を整備する上で義務教育段階までの教育を特化して学校教育グループが組織され、生涯教育として考えられる事業を社会教育グループとして実施しています。

完全に線引きしているわけではありませんが、義務教育修了までは比較的

制度に基づく教育として、社会教育は学社融合事業なども含めて成人以降の事業の担うイメージです。事務分掌上でははっきり区分されていますが、教育委員会といった組織の中でバランスのとれた分担と思われます。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） ありがとうございます。では最後の質問に入ります。早来学園はじめこれからの社会や学校が変化する状況からすれば、社会教育と学校教育は現状でもグレーゾーンが多いと思います。これからますます混在すると思われる今の体制の中で早来地区、追分地区ともに地域とともに歩む学校、さらに追分地区は未来に向けての学校づくりをスピード感を持って対処することができるのでしょうか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 色々な面で新しい取り組みは行っていますが、実は本町においてはこれまで教育委員会が築き上げたものを今回の早来学園建設で施設的に反映させて活用の方として融合させた例になりますが、法律や制度、施設建設の考え方は明らかに区分されており、自分たちが事業を行う上では線引き部分を解決し、望んでいます、結局そこがグレーゾーンとして表現されるものは町が今解消できるレベルとは考えていません。しかし、震災後には先進事例としての取り組みに挑戦もしていますし、部活動の地域移行など実証事業に取り組むスピード感を持ってやっていけるものと思っています。

〔箱崎議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 箱崎議員。

○8番（箱崎英輔君） 学習指導要領も、私もあびら教育プランで聞いて初めて知ったのですが、今までは社会の変化の中で学校教育がどうあるべきかということだったと思いますが、3年前ですかね。教育指導要領が変えられたところが。それについては全く学校が社会を引っ張るという表現になっています。そういう中で学校教育、社会教育というものはベクトルが逆になったのもあるし、これからはますます何が学校教育で誰が社会教育なのかと。例えば社会教育というものは法的に決められています。多分昭和24年あたりだったと思いますが、そういう中で学校教育以外も社会教育というんだよという書き面になっていますが、法律ですからそれは遵守しなければ、守らなけれ

ばいけないものだと思いますが、実態はもう学校教育、社会教育どちらがそうなんだというわからない状況になっているということになっていると思います。そういう中で学校も変わっていく、社会も変わっていくという中で教育委員会の方も変わっていかなければならないと思います。別に僕は社会教育と学校教育をごっちゃにしろと言っているのではなくて、確かに業務区分をあると思います。それはあって当然だと思います。無いとカオス状態になって誰に聞いても何でも知っているのかという話になってしまうと思いますので。そうではなくて、今の学校教育と社会教育をもう少し融合性をもってやっていただきたいと思っの発言ですが、その辺はいかがですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 今回の早来学園の建設の時期は、今箱崎議員がお話されたように実はかなり学習指導要領の変更だとかそういった国の学習の考え方、教育の考え方も大きく変わった時代にちょうど差し掛かっています。それで今お話されたように本当にこれからそれに向かって変えていかなければいけないという時代に差し掛かっているところで、実は私たちの町では町長もお話していただいたように学社連携が融合になったとかっていうその時代も決して分けた区分からではなく、その学校教育の中に入って一緒に町として教育をやっという考えが根付いています。ただ、やはり今回学校を新しくしましたが、まだまだ学校の文化と通常の社会教育の文化という、先生と私たちの違いと表現してしまうとちょっと語弊はありますが、そういったところも徐々に変えていかなければ箱崎さんがおっしゃられたような感じにはなかなかならないのかなど。ですからそこは今回建てさせていただいた学校の環境も含めて、こういった私たちの魅力化コーディネーターを投入して教育を行ったりとか、その辺は私たちも学校教育なのか社会教育なのかという中で決してそこでいちいち分担をしているような流れではなくて、うまく学校には入れる部分では、うまく地域の教育を入れていけるような環境にだんだんとしていっているというのが今のやり方ですので、今後今確かに一つの教育のものでいいのではないかというところにはなっていくかもしれないですが、やっぱり学校現場と私たちの現場とも国の法律も含めて線の引かきしているところをいかにそこをうまく新しい時代の教育に向かってやっていくかが今の私たちの課題として、私たちが進む目標になるのかなと思っやっていますので、その辺はそういったご意見でありがたいなと思っています。

〔種田教育長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 今、学習指導要領のお話がありましたが、総合的な学習の時間が学校現場に取り入れられたのは平成14年度なのですが、ちょうど学社連携の考え方が学社融合という言葉に変わってきたのと大体同じような時期なのですが、今学習指導要領の記載では、学校が引っ張るというよりも地域と社会と連携協働した形で進めていきたいと思いますという考え方になっていて、なおかつ、教科も横断的な学習も非常に増えていますし、それから総合的な学習の時間の中で探究的な学習が求められていて、要は子どもたちが自ら課題を設定してその課題解決のための情報収集だとか、自分の考え方を発表するような場面で学習の中で求められていて、そこで当然のことながら地域の方々のお力をお借りしないと、なかなか今までの言うところでの座学では学習が、深みが増してこないような状況になっていますので、考え方としては例えば早来学園を例にとりますと、社会教育グループの人間がまなびおの図書室の部分に関わってきましたが、やはり学習内容に応じて学校教育グループとか社会教育グループという分け方ではなく、そこで考え方を共有しながら一緒に進めていく場面も当然多くなってくるかと思っておりますので、あまりグループの違いで明確に区別していくという考え方ではなくて、一緒に進めていきたいと思いますということが必要になってくるかなと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 社会教育と学校教育の融合というところで、まさしくこの庁舎を増築した時に教育委員会をこちら2階に集約をかけて、それぞれのフロアで間に会計年度職員は配属のグループは決まっていますが、当然臨機に両方のグループをまたがって手伝う。当然他の町でもそうですが、何か事業があったり教育委員会の大きな取り組み事業がある時には連携をしながらやっていくことで、そこは柔軟に対応できていると思っています。一方、学校での融合というところで行きますと、やはり学校教育の職員、社会教育の担当の職員が個別に関わっていくというのはこれまでのやり方だったのですが、さらにそこが早来学園ができることを契機にLPMということで地域プロジェクトマネージャーを町職員として採用し、任期付きの職員も配置をしたり、また、先ほど次長も答弁した魅力化コーディネーターの配置だったり、また前段アビースポーツクラブ、これはNPOですね、そういった民間の活力も導入しながら、さらには業務委託のところも出てくる。ですからこれだけの先進的な教育の取り組みを進めていくためには、教育委員会職員、役場職員だけではもう全然間に合わないのですね。ですからそこをそういった意味でのNPOだったり、民間だったり、町の行政、教育行政、そのバランスも絶妙にしていく必要があるという話も前段質問あったあびら教育フ

オーラムの中でも発言させていただいていますので、そういった言われる趣旨は十分わかっていますので、それを早来学園はスタートしたばかりですが、あびら教育プランは安平町全域を対象として追分地域も含めてオールでやっていかなければなりませんので、こういった取り組みを追分地域の、まさしくガンケ山ですとかそういったところすでに取り組みが進んでいますけれども、小学校中学校を含めたそちらサイドのあびら教育プランの更なる取り組みというところが今後求められていると思っていますし、これから進めていきたいと考えています。

〔箱崎議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 箱崎議員。
- 8番（箱崎英輔君） 最後に弁解ではないですが、他の町と比べて当町の教育委員会が劣っているとか、そういうことでは絶対ありません。むしろ身近なところでいけば児童館、他の市においても児童館に比べても非常に安平町の児童館は融通が利いていただいていると感じています。また、担当も教育委員会というところだったり、こども園の保育の部が同じように教育委員会だったり、非常に進んだ取り組みをしていただいています。また、今回部活の地域移行に関する地域おこし協力隊員の方もわざわざ新聞記者を辞してまで安平町のためにとやってくくださる方には本当頭が下がる思いです。そのようにせつかくいい環境がたくさんありますので、ぜひ教育委員会の方におかれましても、町民の方にわかりやすい学校教育、社会教育というものは町民の方からすればどちらでもいいので私の課題を解決してくれば関係ないと思うのですよね。そのような形でやっていただきたいと思います。以上で箱崎英輔の一般質問を終わります。

- 議長（多田政拓君） 以上で8番箱崎英輔議員の一般質問を終わります。次に1番工藤秀一議員の一般質問を許します。

【通告No.7 1番 工藤 秀一】

〔工藤秀一議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 工藤議員。
- 1番（工藤秀一君） 1番工藤秀一です。本日は3件について質問させていただきます。

初めに町道安平富岡線の整備について。あうさり線とも呼ばれるこの道路、現状通り抜けできないようですが、昔はこの町道を利用し富岡地区から安平

小学校に通学していた方もいらっしゃるとお聞きしています。以前から地元要望があったと思います。整備しない理由を伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） まずご質問の町道安平富岡線の概要についてご説明をさせていただきます。安平富岡線は町道早来安平線を起点とし、陸上自衛隊安平駐屯地と隣接しながら山道を通り、早来富岡地区内にある町道湯の沢富岡支線をつなぐ町道になります。延長は約4600m。町道幅員は狭いところで2m、広いところで5m程度。全線未舗装道で自動車交通不能延長が約2300mとなっています。路線名は安平富岡線と認定されていますが、それ以前は安平アウサリ線という路線名でした。

要望に関しては旧早来町時代からありまして、町民有志で結成された安平理フォーラム2000が町や議会に対して要望活動を行っていました。また、合併後には安平フォーラム2000や安平地区連合自治会で組織された安平・富岡線改良整備事業期成会から要望がありました。

整備ができない理由としては、旧早来町時代になりますが平成14年の3月に概略設計を行ったところ、総事業費が約24億円にのぼり財政的に困難であることと、防衛省の補助事業も困難だったため自衛隊の施設大隊に工事を依頼するという案もあったのですが、そうすると地元建設企業を圧迫するという懸念があったこと、また、当時の安平駐屯地の司令と懇談した際に演習場の外周を通行するのは恐らくセキュリティ上の問題だと思いますが、非常に難しいというお話があったことなど、それらが原因として要望として受け止めることにしたと、当時の一般質問の回答として議事録にありました。また、平成19年7月27日付け安平富岡線改良整備事業期成会から要望があり、町からの回答としては、やはり財政的な問題が大きかったことです。また、当時町道早来安平線や安平市街北3条線の整備や安平橋の架け換え、下水道の整備など様々な大きな事業を計画していたことも挙げられます。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） この道路整備については旧早来町時代、また合併後も安平地区連合自治会などで結成された組織や町民有志からも町や議会に対して要望があったということですから、積年の思いの強いことがよくわかりました。また、整備のできない理由が事業費が高く財政的に困難だったということも理解します。しかし、自衛隊の施設大隊が工事に協力する件は実現性が高かったとも聞いています。結局工事をしないのであれば地元の建設業者だ

けでなくて、何の利益も無かったんだなと非常に残念な思いが今私聞いていて思いました。しかし、この道路が整備されると、安平地区から千歳方面への移動距離が大幅に短縮になります。市街地を通らないので時間的にも相当短縮されるものと思います。また、早来自衛隊とか安平自衛隊に千歳恵庭方面からの通勤者の方々にとっても便利に移動可能になります。また、安平地区だけでなく追分地区、早来地区また厚真方面からの利用もあると思われまます。その上、今建設中のラピダスが完成したら、ここへの通勤時間も短縮になり、ラピダス関連企業誘致にも移住定住にも有効と思います。また、近道を作ることでの通勤や生活道路としての価値や輸送関係車両の利用などで化石燃料の使用量が削減されることのCO2削減は、ゼロカーボン政策にも大きな貢献になると思います。このように町道を整備することは大きなメリットがあって、安平町に必要な道路ではないかと考えます。ラピダスが来ることで以前とは状況が大きく変わっていますし、この道路を車輛通行可能な道路整備をする考えについて伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 単純に考えれば安平・富岡地区を結ぶことによって時間的な短縮が見込まれ、大きなメリットに感じられます。しかし、先ほどもご説明したとおり事業費が大きく、現在の物価に照らし合わせると30億円以上になり、万が一地盤改良等不測の事態が発生した場合は更に事業費が跳ね上がります。また、過去に山林を所有されている民間企業から、不法投棄や山火事の心配があるため一般の方が出入りできないようにゲートを付けさせてほしいという依頼がありました。その他、富岡地区は酪農や畑作、軽種馬牧場も広がっています。単純に交通量が増えることがメリットと言えるのかと疑義が生じます。以上のことから現段階では道路整備を行う考えはありません。ただし、ラピダス問題で本当に必要となった場合には安平・富岡それぞれの地区や地権者から理解と協力が得られることを前提とし、国や北海道から交付金や様々な援助を受けたいと考えています。今後ラピダス問題については建設課としても注視し、必要な場合には最善策を検討していきたいと考えているところです。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） ラピダス問題で本当に必要になった場合は考えるということでは私は遅過ぎると思います。それではラピダス関連の移住者も企業ももうよそに行ってしまうのではないかと思います。半導体工場で賑わってい

る熊本では道路渋滞が大変問題になっています。千歳美々にできるラピダスの道路状況としても現状では国道36号線などは交通量が多くて特に冬の通勤時間帯は渋滞が今でも見られています。私も20年ぐらい安平町と千歳、苫東を通勤などで利用していましたので、この辺の道路事情はよくわかっているつもりです。道道10号線、千歳鷗川線は、国道36号線に出る交差点などは、通勤時間はいつも渋滞しています。建設中のラピダスはすでに関連会社が苫東進出の報道があり、今後多くの企業が来るものと思われま。その苫東から千歳を行き来する道路としては何通りかありますが、現状でもこの道道10号線、千歳鷗川線のことですが、この路線を利用する車は現在でも多くあります。ラピダスが稼働すれば道路事情は大変に悪くなることと思いますから、そう考えれば今のうちに安平・富岡線が整備されることで道道10号線の通行緩和にもつながっていくものと思いますし、安平・富岡線は重要な道路になり得ると考えます。そしてこの道路は、ラピダス関係の移住定住そして企業を安平町に誘導する重要な道路になるとも思えてなりません。道路整備は安平町だけでは費用負担が大きいことは理解します。しかし、このラピダス関係のインフラ整備については国策だと思いますので、北海道からも後押しいただけるのではないかと思いますし、北海道知事はラピダスについてデジタルの好循環を北海道で生み出し地域経済を活性化させるんだと言っており、また、千歳の市長は地元として町の未来を作る大きな転換点と言っています。千歳の市長は千歳の字を文字って千載一遇のチャンスなどと言っていますが、ラピダスは住所こそ千歳市ですが、安平町とて県境であって、地元と同じと考えていいのではないかなと思います。地元としてのインフラ整備、住環境の整備、それに伴う諸調整などは千歳同様に安平町も地元として町の未来を作る大きな転換点だと思います。町の総力をあげて対応すべきところと思っています。そこで、あうさり線とその前後の町道を含めて道道に昇格してもらって道道として整備を進めてもらう、そのような取り組みができないのかなと思っています。他の道路に通行量を緩和したり、他の地域からも厚真町とかむかわ町からも通れる道路になると思いますので、そういったことを考えると北海道にも十分理解いただけるような内容ではないのかなと思います。その辺のところお考えを伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 議員がおっしゃるとおりにこのラピダス問題かなり大きなお話でして、我々もかなりこの問題について注視しているところです。ただし、まだ全体像が見えていないと。国も北海道もこの市町村に対してこうするぞいうところの、例えばの話道路整備はどうするんだと、今水問題については苫東の話が出てきていますが、その辺もルートをどうするんだと、

電力はどうするんだというところの細かいところが我々の方にはまだ伝わってきていないということで、それらによってこの道路選定についてもルートがかなり大きく変わるのではないかなと。議員がおっしゃるとおりに先手を打ってというのも大事ではありますが、先手を打ってやったことによって実はルートがこちらの方が、例えば遠浅方面が重要だったり、追分ルートが重要だったりとの話になるかもしれませんし、その辺の見極めも大切かなと思います。ここでそれが大切であるということ国や北海道に対して訴えるのも大切かもしれませんが、まずはその全体像が我々の方に伝わってくるということをもまず大前提として、それを基本に色々と計画していかなければこの道路事業も成り立っていかないと。今遠浅地区には遠浅酪農2号線というところで今事業を展開しようと思っています。これについては町内の利便性といえますか富岡・遠浅地区、それからこの周辺の牧場関係とかも結構ありますので、それらを考慮した上でこの道路を整備していこうという形にはしています。例えばの話でラピダスがこの道路が必要だということであれば、その道路の考え方も少し変えなければならぬし、逆に遠浅酪農2号線ではなく1号線をメイン道路として使いたいという話になればそちらの整備、若しくは道道昇格ですとか、別な方法を考えていくということも考えられますので、そこについてはもう少し時間をかけていかなければならないと。時間をかけていけばいいというものではないのですが、ここで焦ってその道路整備を先行してしまうことによって大きな痛手になるということも考えられますので、そこは慎重にいきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 遠浅酪農2号線については今塩谷課長が答弁したとおりです。ここが町として今整備を、遠浅酪農2号線進めているわけですが、従来は道道昇格もそこはお願いしていこうとなっていたのですが、それでいくといつ完成するかわからないということもあって、ここは早急にということで遠浅酪農2号線はすでに着手をさせていただいてまして令和11年度に完成目途に事業を進めていると。またラピダスの関係があれば、そこも有効の道路になりますし、遠浅酪農1号線については今答弁させていただいたとおりですので、そういった際には逆にここを道道昇格に、今事業実施中ですが、そういった考え方も道に伝えていかなければならないかなと思っています。また、工藤議員が今回質問の形で提案いただいたこのあうさり線ですね。自分も合併後にあうさり道を歩む会ということで歩く事業に、この合併後ですから17年ぐらい前に参加をし、往復実際歩かせていただきました。約往復10kmぐらいだったと思いますが、非常に起伏も激しかったり先ほどの答弁の中にもあった車が通れそうな道路とそうではない場所、色々と自然も豊か

であるというようなことの認識もありました。ラピダスがそういった千歳に工場建設がすでに始まっていますが、例えば追分地域からそのラピダスに行く場合、今最短でいけばコムカラ峠というところを歩いていたり有料の高速道もありますから、337の高規格道路もありますから。そっちの動線が安平を経由していった際に本当に近くなるのか。早来地区でいくと、やはり安平地区寄りであれば早くなる可能性もありますが、駅よりも苫小牧寄りの場合でいけば従来どおりで行った方が早いと。そこに国や道が国家プロジェクトとしてこの道路整備をしてくれると、防衛の関係でやってくれるというのであればいいですが、町の事業としてやっていく場合には非常に今で積算して30億はゆうに超えるだろうと。優先順位からいくとこのお金を違う形で昨日まで答弁してきた住宅の話だったり、様々な違うインフラの整備だったり、昨日のエアコンの話もありましたが、そういったところに重点を絞っていく必要があるのではないかと今考えています。当然あうさりの当時あった期成会ですね、この安平富岡線の改良事業期成会、これは合併後である平成19年7月にもという話がありましたが、すでに16年前であり、あうさり道を歩む会についても現在活動が解散しているのか、活動がされていないというような状況も合わせますと、厚真町から行った場合の動線を考えていってもさほどそれほど変わらないということだと、当然自衛隊の隊員の方が通勤するには非常に便利になるかなと思います。そこまでの先行してやっていくところでは難しいのかなと。いい発想とは思いますが、逆に青葉豊栄幹線と、追分地区のですね。そこと安平地区の自衛隊前のおそことはつながっていないのですね。また安平駐屯地、早来分屯地からこれは北町東早来線って名称があるそうですが、そちらにつながっていくところを整備していけば、例えば国道234号線が何かの時に使えなくなった時、災害含めて。そこが有効ではないかとの話もいただいている、そういった相談は自衛隊の方にも相談をさせていただいている部分がありますが、いずれにしても相当ハードルが、やはり事業費の問題もありますし、高いと思っています。当然ラピダスの話で水の問題もありますし、安平町自体も水が無いことで工場の、そういった企業誘致含めて難しいということも元々の安平町の課題でもありますから、そういった課題も取り組みながら今回ご提言いただいた趣旨は十分理解できるのですが、今答弁させていただいたような優先順位の問題だったり事業費、合併したのは財政問題で合併したということもあって多分平成19年の時には24億を超える事業費であればなかなか難しいだろうということだと推測しますが、現状においてもその考え方は大きく変わらないのかなと認識しています。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 様々な案があつて、今遠浅酪農線もこの工事の方が進んでいくということもあります。これも現状の整備を進める案件の理由もありましたし、また、ラピダス関連に際しても有効な道路かなとは思っています。やっぱりこのあうさり線ですね。先ほど追分町からであれば全般とは言いませんけれど近いところは使えるだろうし、早来にしても北進とかであれば町内の信号がたくさんあるところを通っていくよりもそっちの方が相当有利だなという感じはします。この道路ができると本当に色んな意味で有効なことかなと思います。地元の交通の便が良くなるだけではなくて、先ほども言いましたが厚真、むかわ等からもどっちかという町を通るよりもこの線を通った方がラピダスに行くにも空港に行くにも近いのかなと思います。そういったことも含めて移住定住策だったり、企業誘致策にしても安平地区付近の企業誘致にも有効だと思いますし、近道ができるということはそれだけカーボンニュートラル対策でもありますので、町の重要施策になるのかなと思います。そういったところも町のアピールとして北海道にもどんどんアピールしていければいいのかなと思いますので、今後とも様々な道路も検討あるのかなと思いますが、234号線も2車線のところが多くあるので4車線化も考えていかなければならないのかなと思います。今脱線しましたが、色々な案があると思いますので今後ともご検討のほどよろしくお願いします。以上であうさり線については終わりたいと思います。

それでは2件目の質問に移りたいと思います。今日急に寒くなりましたが、昨年の大雪とかこの夏の暑さ、安平町の皆さんもこのところの異常気象に驚きを覚えているところではないかなと思います。また、雨の降り方も各地で集中豪雨が発生して大きな被害が出ています。安平町は今のところ大きな被害にはなっていないようですが、安平町内では先日というか8月27日と9月5日に1時間に30mm以上の雨が降った経緯があります。市街地を通ると川の水位が上がっていて、溢れるのではないかと不安を感じることも多くありました。それで町内の川について伺いたいのですが、北海道が管理する安平川とその支流である支安平川、ニタツポロ川、遠浅川について整備計画の進捗を伺いたいと思います。治水対策とか土砂災害防止対策は計画どおり進んでいるのか伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 二級河川安平川及び安平川に関連する支流の進捗状況ですが、昨日米川議員の一般質問で答弁したとおりではございますが、令和5年度は苫小牧エリアの弁天沼周辺の河道内調整池の整備工事や樋門樋管の整備、源武橋付近の堤防舗装などを北海道が進めているところです。また、北海道建設新聞社の記事を引用しますが、令和5年度の以降の弁天沼河道内

調整池にかかる残事業費は81億円を試算していると記載されていました。スピード感はないのですが事業としては進んでいます。安平川以外の二級河川である支安平川、ニタツポロ川、遠浅川についても安平川本体に整備に合わせて順番に整備されます。ただし、遠浅川については土砂が溜まりやすいことから状況に合わせて北海道の単独事業としてしゅんせつ作業を行っていただいたり、安平川本体の流れを阻害する立木についても単独事業でしていただいたりもしています。以上です。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 私の方から土砂災害対策というところがありましたので答弁させていただきます。土砂災害防止法による対策は崖崩れ、土石流、地滑りなどの土砂災害が発生する恐れのある区域、いわゆる旧傾斜地の部分を北海道の方が指定しまして危険の周知、警戒避難体制の整備、開発の制限等の土木工事によらないソフト対策を推進するものとなっています。安平町内には令和4年度末現在で土砂災害警戒区域が46か所、そのうち特別警戒区域いわゆるレッドゾーンというのが10か所ありまして、昨年発行したハザードマップにも全て掲載されています。しかし、近隣に人家がある地区が指定される際には、その指定の前、事前にそれぞれの地区の住民説明会等も開催しておりまして周知しているところです。この対策が計画通り進んでいるかのご質問については、先ほど申しましたとおり北海道の方が進める計画となっていますが、現状町内の危険だと思われる区域については、すでに指定がなされているものと思っています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私もちよっと調べてみたのですが、これらの計画っていうのは昭和56年8月に大雨によって洪水被害が大きくあって、そこが起因していると思っています。私はまだ移住してくる前だったので経験はしていませんけれども、写真等で見ると大変だったなということがよくわかりました。当時のデータからは昭和56年8月の4日、5日に合わせて300mmを超える大雨があったようです。安平町もそのように大雨が降るんだなということで、今後十分注意が必要なのだなと思っています。また、雨の降り方も最近は大きく変わっているので、川の整備については大きく力を入れていかなければならないところかなと思っていますが、その対策内容として堤防整備とか河道の掘削、浚渫ですね、そういった河道内調整池とありまして、これらの残工事の進捗と思いますけれども、瑞穂地区の農家の方とか支安平川とかニタツ

ポロ川もそうですが、40年ぐらい浚渫が行われていないようです。川の断面積で言うと相当小さくなっているのではないかなと。土砂の蓄積や雑草とか草いっぱい覆われていますので、相当土砂が溜まっている状態かなと思われれます。川を見ても雨降りだと川幅が相当広がってたりしていますので、その辺のところ40年も掘削とかされていない状況について、されていないということは昭和56年の8月ぐらいの大雨に対しての、なった場合には同じような状況になるのかなと思いますけど、その辺の考えを伺いたいのと、また、ハザードマップに示されている浸水範囲と最大規模の降雨量が書いていて、それっていうのは浚渫の40年経った川の断面積が小さくなっている現状を想定しているものなのか、また、浚渫直後の本来の川の断面積が最大の時を想定しているものなのか、その辺のところを伺いたいと思います。

[塩谷建設課長挙手]

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 支安平川の問題ですが、40年間何も手を付けていないというよりは確か自分の記憶によりますと瑞穂ダムの関連で二級河川の管理の問題、元々ダムの下流側で農業、国の方で整備したのですよね。農業関連で整備をしていたものですから、その管理を国がやっていたと。それを何年前だったか忘れたのですが、当然二級河川ですので北海道に管理を戻したいとの話がありまして、そのやりとりをした時に若干川の整備をしたと思います。何もしていないわけではなくて、その辺ですね水が阻害するような部分についても確かその当時やっていたと思いますので、丸っきりしていないというわけではないかなと思います。今現在どれだけ支安平川が農業に対する被害を及ぼす、被害を及ぼすということはないと思うのですが、例えば雨が降ったことによって川の流れが阻害して畑が浸水するとか、そういうことが起きれば当然対策が必要なのでしょうけど、ここ数年そのような被害をあまり聞いていないものですから、そこについてはあまり道に対しても要望をかけてなかったかなと思っています。ですので、もしそのような危険な状況が起きるような、連続して毎年のようにこうだよというようなお話があるのであればその辺は北海道に対してどんどん北海道の単独費にはなると思うのですが事業展開してほしいというお願いをしていきたいと思っています。それとハザードマップの関係、

[池田総務課参事挙手]

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） ハザードマップの洪水想定、浸水の関係ですが、それについては現状の流域面積、また平均的な水の深さというか、水深とい

うか、水の高さですね、そこを想定して安平川においては24時間の総雨量で439mmという豪雨が降った時のところを想定していますので、現状の水位で想定したものとなっています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） それで先ほども言いましたが、昭和56年8月に大雨があって洪水になったと。そのくらいの大雨になった場合にはどのような状況が考えられるか伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 一応この安平川水系の整備計画なのですが、この計画のもとになっているのが昭和56年の大災害。この時の被害状況を考えまして、まずはその56年の災害に匹敵する大雨が来ても大丈夫なような計画を立てるとというのがこの整備計画になっていますので、この計画が完了するまでの間はちょっと予断を許さないかなというような感じにはなってしまいます。ですので、もしその匹敵するような雨もしくはそれ以上の大雨が来た場合は、もしかしたら町内のどこかが河川決壊するですとか被害を被る場合も出てくると思われれます。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私も支安平川の浚渫がしばらく行われていないことから胆振振興局とか確認したことがあるのですが、川はいずれにしても下の方から処理していかないとなかなか上の方にはいけないんだということがあって、それが5年前の話なので、もうそろそろ辿り着いてもいいのかなと思っていますのですけど。その昭和56年からあまり進捗していないのであれば、これはかなり問題なのではないかなと思いますけども。この辺のところもっと訴えていかなければならないのかなと思います。考えを伺いたいと思います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 先ほども説明しましたが、進捗状況についてはスピード感はないのですが事業は進められているところでご理解をいただきたい

と思います。北海道の方もその事業として早くいきたいと。元々この安平川の整備計画は30年計画でやるという形で計画を立てられていますが、恐らくその30年は超えてしまうのかなと思います。国の方もなかなか我々もそうですが、事業をするにしても毎年のように要望をかけまして、こういう事業をやりたいという形でお願いをするのですが、春に内示が下りる時にその内示額についてはおよそ全体額の3割4割という形でかなり削られてくると。これがうちの町だけではなくて全国的なことであり、国や北海道の事業も同じような状況であると考えていますので、なかなかその事業が進まないというのはご理解いただければと思います。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） なかなか予算も北海道、国の方からも来ないのかなと思いますが、この辺訴え方一つで変わることもありますので根強く頑張っていたらと思います。また、本当に命に関わる、住民の財産にも関わることでですのでどうかお願いしたいと思いますが、今北海道管轄の川の話でしたが、身近なところの治水について伺いたいと思います。支流についても身近なところではありますが、安平町が管理する準用河川について整備計画、治水対策や土砂災害対策はあるのか伺います。トキサラマップ川などは治水対策の必要が高いのではないかと思いますがいかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 町が管理する準用河川及び普通河川の整備計画については二級河川安平川の整備計画に合わせて計画する予定ですが、現在安平町区域内の詳細設計の情報が無いため策定できていません。情報があり次第計画を策定したいと考えているところです。

次にトキサラマップ川の治水対策ですが、近年ゲリラ豪雨などでトキサラマップ川が氾濫するのではないかとご心配する声が聞こえています。河川沿いの住宅で宅盤が低いところが数件見受けられますので、そういうところからのご心配かなと思っています。トキサラマップ川の治水対策については、町が管理する河川の中でも最初に手掛ける必要があると考えている河川ですが、市街地を流れる河川であり住宅が密集していることから拡幅等ができず非常に難しい問題を抱えています。最低限国道から下流部分のJR下のボックスカルバート及び安平川の合流部分を大きくすることが考えられますが、JRについては駅構内の工事のため設計協議に時間がかかり、事業費も大きくなると予想されます。また、安平川の合流部分については安平川の詳細設

計に合わせて計画する必要がある、治水対策の必要性は十分に認識していますので、しばらくの間お時間をいただきたいと思います。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） このトキサラマップ川ですが、ここは浚渫作業というか土砂等の堆積というのは無いのでしょうか。そういった工事は必要ないという考えですか。伺います。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） トキサラマップ川、橋の上から見ていただければおわかりと思うのですが、結構護岸の下、河床の部分に草が生えていたりしているので毎年草刈りをしています。それと実は今日からなのですが、川の中に機械を入れてその部分を除去する作業を今日から行っています。この作業は毎年やっているものではなくて、土砂が溜まってこの流れを阻害すると思われる部分については数年に1回除去する作業をしまして、たまたま本日からと聞いています。ですのでその辺については、定期的な維持管理をしているということです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） この小さい断面積の川ではありますが、大雨が降って一番先に溢れるのかなという気はしますが。これ、やっぱり溢れた場合って大きな被害が出るとお考えですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） この災害の起き方についてはハザードマップもそうですが浸水想定区域というのがありまして、例えばの話、安平川が氾濫するということがあれば周辺、どの区域まで水がつくと。それ以上の水が来たらもっとさらに広がるよというような浸水想定区域になっていると思うのですが。トキサラマップ川が溢れるということは恐らく安平川本体がかなり増水されて堤防決壊ギリギリまで来る状況かなと。自分経験した中ではもうちょっと10年ぐらい前になるのですかね、大雨が来た時に安平川の堤防下1mの

高さまで水が上がったことがありますて、その時はトキサラマップ川は溢れていません。ギリギリだったのですね。ただそのギリギリの時にちょうどその水位が下がる時間帯だったので何とか凌いだという状況がありました。先ほども言いましたが、河川の部分的なきょうあいと言いますか、狭いところがあるトキサラマップ川の先ほど言った国道下は広いのですが、JR下が狭いとかの状況がありますので、ゲリラ豪雨的なものが来れば一時的に増水すると。ただし、橋の下を見たらわかると思うのですが、橋、ボックスカルバートになるのですがまだ断面的に余裕があるのですよね。川は増水して宅盤に付きそうだよという話になるかもしれないのですが、ボックス下が余裕があればとりあえず順調に流れているということですので、安平川の方も若干余裕がある状況になっています。なので溢れそうに見えるのですが溢れないギリギリのところまで今います。これは解消するのは先ほども言ったような根本的な下流部分の解消をしていかなければならないということですので、そこについてはもうちょっとお時間をいただきたいと思います。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） そうは言え、僕もこの間大雨があった時に見た時にもう少しで溢れそうだなという部分と、かなり余裕があるなという場所と同じ川でも場所によって随分違ったなと思っていて、そういう時に例えばここが溢れそうだなと思った時に対策として土のうとか準備があるのかなと、ちょっと思ったのですがその辺いかがですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 安平町として、防災対策として水防倉庫に土のうをかなりストックしています。もし大雨が降ればその土のうを使って土のう積みをするですとか、業者をお願いしてさらに増設することだとか行われると考えています。というのは平成12年ごろだと思うのですが大雨降った時、自分も若かった時代ですが、自分が直接川の被害が起きそうだったところの現場に行きまして、ちょうど場所はニタツポロ川のあかね団地の裏の川ですね、増水で溢れそうになったのですね。なのでその時は役場職員総出で土のう積みをやったことがあります。ですので、もしそのような状況があれば役場職員だけではちょっと足りないと思いますので、消防団ですとか近隣の方にお手伝いいただくことにはなると思うのですが。その土のう積み作業をすれば助かる場合もありますので、その辺は考えていきたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今土のう積みの話がでましたので、今塩谷課長が答弁したとおりなのですが、当然防災訓練も役場でも色々やっています、昨年についてはまさしく土のう積み、その経験をしている職員も相当今少なくなってきましたので、これ若い職員だけでなく土のう積みの訓練も昨年度実施させていただいていますので、そういった際には水位の上昇というのは事前に、地震と違ってある程度時間の予測も付きますので、そういった対策ができるように職員も訓練もさせていただいているところです。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 水害っていうのは私たち5年前に地震を経験していますが、水害も大変大きな災害。財産、命に関わる問題ですので、その辺これからも安全を守られるように努めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。

次の質問に移ります。3つ目は通学路等への防犯カメラ設置について伺います。近年自治体が公園などの公共施設とか児童生徒の通学路等に防犯カメラを設置運用するケースが増加しており、住民からもそのような声を聞くようになりました。本年、北進地区で見知らぬ男性が女子児童の後をつけて声をかけた事例について伺いたいと思っております。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 私記憶があれでしたが、調べましたら6月29日16時頃、下校途中の生徒が5、60歳代の男性にカバンに付けていたキーホルダーについて話しかけられて、家の近くまでついてきたとの情報がありまして、学校側が警察などに連絡して教員とも情報共有した上で巡回などを行っていたケースと思われまます。学校は対応を行った上で不審者情報として教育委員会にはその日の夕方連絡を入れているところでした。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 私もインターネットで検索してみたら安平町のホームページにこれも載ってまして、その他事例がいくつか載っていました。令和

になってからも他に3件あって、令和4年8月には早小の女子が習い事から帰宅した際に建物内に不審者を発見して家の中に入れなかったのも、その場から逃げたところ追いかけられたという事例です。また、令和2年には追分白樺の町道で歩行中の女子生徒が見知らぬ男に後をつけられるという事案も発生しています。また令和元年7月には追分青葉の跨線橋付近で女子生徒の帰宅途中に男性に声をかけられた事例が載っていました。また、この件ですね私チラシが住民の方に今回の定例会の案件が載った時に住民からも声が寄せられたのですが、平成18年には女子児童が車に乗せられて連れ去られたということがあったようで、目撃者が追跡して追跡されていることがわかった犯人が厚真町の山林で児童を下したと。そのまま逃走したようですが、その後江別市で逮捕されたという情報も今回伺いまして。事例を見るとかなりあるんだなということがわかりまして、そういった意味でも今回その防犯対策としてのカメラ設置についてのことが多く設置されているということもあって今回質問に入れさせていただきましたが、そのカメラ設置について考えを伺いたいと思います。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 防犯対策としてのカメラ設置についてですが、近年全国でも防犯カメラを設置する自治体が増えてきています。適切な場所にカメラを設置することができれば犯罪の防止また犯罪発生後の捜査にも非常に有効なものであると認識しています。ただし、設置に際しては撮影するその周囲のプライバシーに配慮したり、かつ有効な範囲を撮影できる場所の選定ですとか、その後の撮影した画像の適正な管理等が求められることとなりまして、設置運用に関する指針ですとか関係する例規の整備というのが必要となって参ります。また、全町的に通学路、これらを網羅してカメラ等の機器を設置した場合における費用の財源の確保等がありますが、安平町総合計画の後期基本計画においてもカメラの設置について今後検討を進めていく計画としていますので、今後国も進めていますDX推進計画の進行によって今後より安価で高性能なシステム等出てくるであろうと思われまますので、それらの情報も収集していきながら、ただ現段階においては、例えば地域見守りネットワークですとか防犯協会、学校とも連携しまして児童生徒に対する犯罪の未然防止のための周知啓発に取り組むとともに、先に申しましたとおり設置についても今後検討して参りたいと考えています。以上です。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

- 1番（工藤秀一君） 昔と違ってカメラも高品質で低価格になっていると思いますし、一週間分ぐらいのデータが保存されて古いデータが削除されていくというような防犯カメラを設置している自治体ではそのようなカメラが多く使われているようです。それでカメラを設置して防犯カメラ作動中と大きく表示することで犯罪抑止にもなると思いますし、予算の関係もありますけれども過去事例から重点箇所と思われるところからでも設置していただければと思います。早急にそういった判断をしていただけないのか伺います。

〔池田総務課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総務課参事。

- 総務課参事（池田恵司君） 只今議員の方もおっしゃられたとおり、カメラ作動中の表示というのは犯罪の抑止の効果があるとともに、昨年度改正された個人情報保護法の中で、防犯カメラ設置する際には表示しなければいけないというところもありますので、こちらの表示は必須であると思っています。ただ設置をする場所、大体市街地ですとかであれば例えば夜間の明るさで映る場合もありますが、例えばこれから冬にかけて暗くなった場合、また市街地以外の通学路で起きた場合も問題点は多々あると思いますが、今後設置に向けてそこも含めて検討していければと思っています。以上です。

〔及川町長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

- 町長（及川秀一郎君） 基本的には今答弁したとおりだと思います。以前にも梅森議員の方から2度ほど通学路の関係の防犯カメラの設置についてはご質問いただいていた、当時よりも今答弁したとおり色々な機械については進歩してきているということはあると思いますし、また今回早来学園になって学校が統合になったということで、例えば安平地区であったり遠浅地区についてはスクールバスで通学をするように基本的にはなっていますので、ある程度通学路ということはいくつとだいたい絞られてきてはいる。しかし、そこは全て網羅できるわけではなく、例えばスポーツの帰りだったり夜間の問題、冬の問題、全域にというわけはいかないでしょうから、工藤議員がおっしゃられたような過去の事例だったり、そういったところも勘案しながらということですので、デジタルDXの中でも総合計画の中でも検討していくという形で盛り込ませていただいていますので、今日挙げられたような様々な問題点、課題点も踏まえながら検討させていただければと思います。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤議員。

○1番（工藤秀一君） 先ほど答弁にもありましたが、防犯カメラは犯罪抑止に有効である反面、不特定多数の方が撮影対象となってプライバシーの保護に配慮する必要があるということがわかりますし、防犯カメラの運用ルールを明確に定めた法律などは無いようですが、国の個人情報保護委員会が定める個人情報保護に関するガイドラインでは防犯カメラで撮影された個人が特定される映像は個人情報に該当することが明記されているようです。このことから先進自治体では防犯カメラの適切な運用とプライバシー保護のため、町や町を含む関係機関、公共施設の指定管理者等が設置する防犯カメラの運用上のルールとなる防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を制定しているようです。これらを作って運用するのも色々作業が発生するとは思いますが、この辺も考慮しながら検討いただきたいなと思いますので、どうかよろしくをお願いします。以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（多田政拓君） 以上で1番工藤秀一議員の一般質問を終わります。以上をもちまして本定例会に通告された一般質問は全て終了しました。

○議長（多田政拓君） お諮り致します。ここで13時まで休憩とします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を再開します。

◎ 日程第2～7 認定第1号～第6号

○議長（多田政拓君） 日程第2、認定第1号令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第7、認定第6号令和4年度安平町水道事業会計決算の認定についてまで、以上6件を一括議題とします。説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 只今議長から令和4年度安平町各会計決算の認定については一括議題とする旨の説明がありましたので、案件朗読、提案説明は認定第1号のみとさせていただきます、認定第2号から認定第6号までを省略し、別添監査委員の審査意見書、地方自治法第233条第5項に基づく主要な施策の成果を説明する書類として主な公共施設の収支状況、令和4年度指定管理者制度導入施設決算状況及び利用者人数一覧、100万円以上の主たる事業調べ、令和4年度予算流用予備費充用等を記載した令和4年度歳入歳出決算資料を付してそれぞれの歳入歳出決算書の総括表をもって提案説明とさせていただきます。それでは認定第1号について朗読します。

認定第1号

令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和4年度安平町一般会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第2号

令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和4年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第3号

令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和4年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第4号

令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和4年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第5号

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、令和4年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の議会の認定を求める。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

認定第6号

令和4年度安平町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、令和4年度安平町水道事業会計決算の議会の認定を求める。

令和 5 年 9 月 20 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

お手元に配布しています令和 4 年度安平町各会計歳入歳出決算書の 1 ページをお開きください。令和 4 年度安平町一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明をいたします。歳入合計107億1309万8341円、歳出合計104億8840万6752円。歳入歳出差引残額は 2 億2469万1589円となりますが、内訳 2 行目の明許繰越額6226万5000円及び 3 行目の事故繰越額1343万1000円を差し引いた1億4899万5589円が実質収支額となりますので、地方財政法第 7 条第 1 項の規定に基づき、この 2 分の 1 を下回らない額である 7500 万円を財政調整基金への繰入額とし 1 億4969万1589円を翌年度繰越額とするものです。なお、内訳に記載しているとおり、明許繰越額及び事故繰越額を差し引いた 7399 万 5589 円が一般繰越額となります。

次に177ページをお開き願います。認定第 2 号令和 4 年度安平町国民健康保険事業特別会計、歳入歳出決算の認定についての決算概要についてご説明いたします。歳入合計 9 億4091万9865円、歳出合計 9 億2753万4993円、歳入歳出差引残額は1338万4872円となりますので、同額を翌年度繰越額とするものです。

次に197ページをお開きください。認定第 3 号令和 4 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計、歳入歳出決算の認定についての決算概要についてご説明いたします。歳入合計 1 億4621万4660円、歳出合計 1 億4514万8560円、歳入歳出差引残額は106万6100円となりますので、同額を翌年度繰越額とするものです。

次に206ページをお開きください。認定第 4 号令和 4 年度安平町介護保険事業特別会計、歳入歳出決算の認定についての保険事業勘定、歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。歳入合計10億4174万4530円、歳出合計 8 億7611万3481円、歳入歳出差引残額は 1 億6563万1049円となりますので、同額を翌年度繰越額とするものです。

次に225ページをお開きください。令和 4 年度安平町介護保険事業特別会計介護サービス事業勘定、歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。歳入合計1016万6554円、歳出合計785万320円、歳入歳出差引残額は231万6234円となりますので、同額を翌年度繰越額とするものです。

次に236ページをお開きください。認定第 5 号令和 4 年度安平町公共下水道事業特別会計、歳入歳出決算の認定についての決算概要についてご説明いたします。歳入合計 7 億9538万1718円、歳出合計 7 億8975万40円、歳入歳出差引残額は563万1678円となりますので、同額を翌年度繰越額とするものです。

次に認定第 6 号令和 4 年度安平町水道事業会計、歳入歳出決算の認定につ

いての決算概要等について説明いたしますので、別冊で配布しております決算書の1ページをお開きください。決算報告書(1)収益的収入及び支出の収入区分の第1款水道事業収益は決算額3億348万9981円で、仮受消費税から消費税振替額を除く1518万5639円を差引くと2億8830万4342円となり、この額は15ページの収益合計と一致します。下段、支出区分の第1款水道事業費用は、決算額3億1798万7934円で仮払消費税分1040万9431円及び消費税納税額から消費税振替額を除く157万9250円を差し引くと3億599万9253円となり、この額は17ページの費用合計と一致します。歳入歳出の差し引き額1769万4911円が当年度純損失となります。この額は3ページの損益計算書当年度純損失、また8ページのキャッシュフロー計算書当期純損失と一致します。営業損失、経常損失の内訳については3ページの損益計算書をご参照願います。

(2)資本的収入及び支出の収入区分の第1款資本的収入は決算額6018万9022円となり、この額は18ページの収入合計と一致します。下段、支出区分の第1款資本的支出は決算額1億3981万8589円で、備考欄記載の仮払消費税346万1395円を除くと1億3635万7194円となり、この額は19ページの支出合計と一致します。不足額7616万8172円は、当年度損益勘定留保資金2008万9155円及び減債積立金5648万1617円から特定収入を財源とした仕入れ税額40万2600円を除いた額にて補填しています。9ページから14ページまで、令和4年度安平町水道事業報告書を記載しておりますので、ご参照願います。これは地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和4年度安平町水道事業会計決算の議会の認定を求めるものです。

以上、令和4年度安平町一般会計他4特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算の提案説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご認定下さいますようよろしくお願い致します。

○議長(多田政拓君) ご苦労様です。説明が終わりました。お諮り致します。認定第1号から認定第6号までの令和4年度各会計決算の認定については、議会運営委員長の報告にありましたように、議長及び議会選出監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、次の定例会までの閉会中の継続審査にすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認め、そのように決定しました。只今設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますので指名します。

1番	工藤秀一	2番	米川恵美子	4番	鳥越真由美
5番	田村興文	6番	工藤隆男	7番	三浦恵美子
8番	箱崎英輔	9番	内藤圭子	10番	高山正人
11番	梅森敬仁				

以上、10名を指名します。ご異議ありませんか

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって只今指名したとおり決算審査特別委員会の委員が決定しました。

次に特別委員会の委員長及び副委員長を選任いたします。特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第7条第2項の規定により委員会において互選することになっています。只今選任された決算審査特別委員は休憩中に議員控室において委員会を開催し、正副委員長の互選を行い速やかに委員会の構成を得るよう委員会条例第8条第1項の規定によりここに招集致します。

それでは暫時休憩致します。特別委員は議員控室へ移動し正副委員長を互選願います。13時30分を目途によろしく願います。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時26分

◎ 決算審査特別委員会正副委員長互選の結果報告

○議長(多田政拓君) 休憩前に引き続き会議を開きます。諸般の報告を致します。休憩中に特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に参りましたのでご報告致します。決算審査特別委員会、委員長に**高山正人議員**、副委員長に**梅森敬仁議員**。以上のとおり互選されたとの報告がありましたのでお知らせ致します。また、決算審査特別委員会については**10月26日木曜日、27日金曜日の2日間**の日程により開催したいと委員長から申し出がありましたので併せて報告致します。

◎ 日程第 8 議案第 1 号

○議長（多田政拓君） 日程第 8、議案第 1 号安平町史編さん委員会設置条例の制定についてを議題とします。説明を求めます。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） 議案第 1 号朗読

議案第 1 号

安平町史編さん委員会設置条例の制定について

安平町史編さん委員会設置条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 9 月 20 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

安平町史の編さん業務を円滑に推進するために、安平町史編さん委員会を設置することから、安平町史編さん委員会の設置に関する事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

条文の朗読を省略しまして条例制定の趣旨、また概要などをご説明します。裏面をご覧ください。

それでは第 1 条におきましては、安平町史編さん委員会の設置について定めています。

第 2 条では、安平町史編さん委員会の所掌事務について、委員会は町長の諮問に応じて町史の編さんに関する計画及び方針の策定、町史編さんにかかる事業の計画及び運営、その他町史編さんに関することについて審議するよう定めています。

第 3 条では委員会委員の人数を定めており、規則の第 2 条で委員は町長が委嘱することとしています。

第 4 条では委嘱する委員について学識経験のある者、その他町長が必要と認める者としていまして、また、委員の任期を定めています。

第 5 条では委員長及び副委員長の選定及び執務内容について定めており、

第6条では会議について定めています。

次のページに行きまして、第7条では委員会の庶務について定めており、第8条では委員の報酬、費用弁償を安平町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用するよう定めています。

第9条ではこの条例に定める者の他、会議の運営に関し必要な事項は規則で定めることとしています。

附則におきまして、この条例の施行日は公布の日からとし、第8条で規定する委員の報酬、費用弁償に関して安平町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の別表、職名等の欄中、ゼロカーボンシティ推進協議会の次に安平町史編さん委員会を追加するよう条例の一部改正をし、条例の有効期限については、委員会の目的を達した日をもって効力を失うこととしています。

なお、裏面に附則第2項にありました安平町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う新旧対照表、また別添資料として安平町史編さん委員会設置条例施行規則と安平町史編さん要領案を添付しています。

補足となりますが、今回作成する安平町史の発刊時期については合併20周年を迎える令和9年度を予定しています。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定下さいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。只今説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今条例の制定について説明がありましたが、今、会計年度職員で編さんに携わっている職員っていると思うのですが。その人とこの委員会の人の関係についてはどういう関係になるのかが1点。

2点目は裏面の費用弁償の中身で、昔私も、前も不思議だったのですが空き家対策協議会及びゼロカーボンシティ推進協議会と及び付けてふっつけていてね。今度はそれを空き家対策を分けて今度はゼロカーボンシティと町編さんをふっつけていると。これ何なのだろうかと。全く違うものだから別々に切ったって、及び要らない切った方がいいような気がして、何か意味があるのかなと思って。その2点だけです。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず1点目、現在も雇用、来ていただいています。が、会計年度任用職員の方が町史編さんに関わる事務として来ていただいています。主な内容については町史を今後作る上での新聞や各種資料からの資料集めというのをしていただいています。今回その条例で提案差し上げる編さん委員というのは、それらの資料をもとに昨年度から業務委託していますが、株式会社ぎょうせいの方である程度の執筆、内容の集約をしていただいているのですが、委員会についてはその内容について審議をしていただく。さらに足りない記述ですとかを審議いただくものが今回の条例の委員の主な業務となっています。先に申しました会計年度任用職員の方は資料集めということで、一応今回のこの委員会の委員さんとは別に新年度以降もまた雇用はしていく考えです。

2点目、条例の及びというところですが。条例の作り方として並列で、今回で言えば色々委員がいる中で、並列で併記する場合には、並列の者を点で区切って、一番最後の2つを何々及び何々と締めくくるとなっていますので、今回も一つずらしてというか今回が一番最後に来ますので、及び町史編さん委員会という記述としているところですので。以上です。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 今会計年度職員と、この委員会については双方の連絡体制は別に無くて位置づけは違って、あくまでも業務的な先ほど参事が言ったような作業をするという部分だけであって、委員会とは直接連携するものでもないし、どっちがあれなのかっていうことではないってことですね。

それと2点目のずっと一番下にまた違ったものが出ればそれが一つ繰り上がってまた及びとなる。これそういう行政上のしきたり、仁義かい。いかがですか。それでどうなのか。

〔池田総務課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課参事。

○総務課参事（池田恵司君） まず1点目、会計年度任用職員の方ですが、今も我々正職員の業務を補完するお仕事をいただいています。特に今の方は町史ですとか書き物にお詳しい方ですので、ご意見をいただきながら今回作ったものです。直接この編さん委員会とのやりとり、委員会ができた場合に直接会計年度任用職員の方と委員会の委員がやりとりするということはないとは思いますが、ただ我々職員の中にも一緒に入っていて、委員会とのやりとりというのはあるかなと思っています。

2点目の条例の作り方ですが、今後また別な委員が加わればそちらの方に

及びが付いてくるものと思いますし、そのように私も習ってきましたのでそうしたところです。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。他にありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず、本案に対して反対の方の発言を許します。意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第9、議案第2号安平町米麦乾燥調製施設の条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 議案第2号朗読

議題第2号

安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制定について

安平町米麦乾燥調製施設条例（平成18年安平町条例第128号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

電気料金の高騰に伴い、利用料金を改定するため、この条例について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条例改正の趣旨及び改正内容についてご説明します。当該施設は平成14年に国の補助事業により旧追分町が建設したもので、とまこまい広域農協が指定管理している施設です。今回条例改正に至った経緯については、令和5年6月30日付けで指定管理者であるとまこまい広域農業協同組合から安平町米麦乾燥調製施設条例第10条第3項の規定に基づき、利用料金変更承認申請書の提出があったもので、米を乾燥調製する場合については60kgあたり現行689円を114円増額し803円に上限額を改正し、小麦を乾燥する場合については60kgあたり現行1459円を90円増額し1549円に上限額を改正するものです。

主な理由として世界的な燃料高騰や円安により電力の燃料調整費価格が高騰し令和5年度より電気料金が値上げされたことに伴い、利用料金の上限額を改正するものです。

また、今回の利用料金の上限額については、社会情勢等を加味しとまこまい広域農業協同組合の利用料金変更承認申請書の値上げ額の金額に50%を加算した金額を上限額として設定しています。なお、今回の利用料金の改正については6月29日に開催されました追分米麦乾燥調製施設運営委員会で承認を受けているものです。また、施行期日については公布の日からとし、令和5年7月1日から適用としています。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦勞様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 料金改定による利用者への影響はどれぐらいになるのかというのを大体おさえていらっしゃるでしょうかお伺いします。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 先ほどご説明しました施設運営委員会の今年における収支予定の関係ですが、この値上げ幅によってトータル240万ほど収入が増えるような形になっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 実際農家さんの営農に対してはどれぐらい、240万増えるのは大したことないと言われたら無いのかもしれないですが、どれぐらい支障がきたすか。今後どうなっていくかもわからないですが、その辺は農家さんから声を聞いているか伺います。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 私の方で直接農家さんからの声というのはお聞きしていませんが6月29日に実際、施設運営委員会が開催されています。その前の前段として6月1日から6月6日までの期間において、指定管理を受けています農協さんの方で利用される生産者には1件1件戸別に訪問しながら了承を得ているということで伺っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ちなみにこの消費税、どのぐらい。しつこいようですが、算出しているのか。消費税。無いならないで結構ですし、いただいているならいただいているのか。どうなっているのか教えていただきたい。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 町の方の条例で定めている金額はあくまでも上限額ですが、農協さんが徴収する利用料については消費税を加味した金額となっています。

○議長（多田政拓君） よろしいですね。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第10、議案第3号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔木林総務課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 議案第3号朗読

議案第3号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

後志広域連合の加入に伴い、北海道市町村職員退職手当組約別表(2)一部事務組合及び広域連合の表を改めることによる規約の変更が生じたため本案を提案するものである。

裏面をご覧ください。条文の朗読を省略して規約変更の趣旨及び規約の変更内容についてご説明をします。

初めに規約変更の趣旨ですが、後志広域連合が職員を採用するにあたり、職員に対する退職手当支給に関する事務を共同処理するため、本町が加入している北海道市町村職員退職手当組合へ新たに加入することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により組合関係団体の協議が必要となりますことから同法第290条の規定に基づき本議会へ提案し議決を求めます。

続きまして規約の変更内容をご説明しますので新旧対照表をご覧ください。北海道市町村職員退職手当組約別表(2)一部事務組合及び広域連合の表中、後志管内の項に後志広域連合を加えるものです。なお、施行日については地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。以上、ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。反対の意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第11、議案第4号財産の取得についてを議題とします。提案説明を認めます。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 議案第4号朗読

議案第4号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

財産の取得をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

- 1 取得しようとする財産の種類 氷上整備車購入事業
- 2 契約の相手方 東京都豊島区巢鴨2丁目6番1号
株式会社パティネレジャー
代表取締役 小林 一志

3	取得の目的	安平町スポーツセンター氷上整備車の購入
4	取得の方法	随意契約
5	取得の価格	35,200,000円
6	取得の時期	令和5年12月
7	支払方法	全額一括払い

補足説明をします。氷上整備車についてはカナダのオリンピアとアメリカのザンボニーと2つのメーカーがありますが、今回ザンボニー社を選定させていただいています。選定理由としては外気温の影響によるトラブル、フェンス際の製氷機能、さらには保守などを行う提携業者が近隣市町に所在しており、トラブルがあった際は迅速に対応いただけることから、ザンボニー社に優位性があると判断し選定させていただきました。また、安平町スポーツセンターのオープン当初よりザンボニー社の氷上整備車を使用していることから他社を選定することによる日々のメンテナンス、操作方法の変更によるトラブルを回避できるものと考えています。さらには道内の多くのリンク施設においてザンボニー社の製氷車を利用していることからリンク施設それぞれ協力しながら初任者研修、技術向上研修も実施しており、氷上整備車のような特殊車両に対する情報共有も容易という状況となっています。

契約の方法ですが、選定させていただいたザンボニー社の氷上整備車については株式会社パティネレジャーが国内唯一の正規代理店となっていることから1社随意契約とさせていただいています。以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第4号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第12 議案第5号

○議長（多田政拓君） 日程第12、議案第5号令和5年度安平町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第5号朗読

議案第5号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第4号）について

令和5年度安平町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

地方交付税の決定等により、令和5年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第5号

令和5年度安平町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度安平町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,804千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,622,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和5年度安平町一般会計補正予算(第4号)について提案説明をいたします。今補正の主なものとして、歳入では個人町民税の課税額決定による2995万3000円の減額、普通交付税の交付額決定による1億6534万2000円の増額などで、歳出では凍上による道路舗装修繕箇所の増による維持補修業務委託料1609万1000円の増額などです。

それでは歳出から説明を致します。13ページをお開き下さい。

2款総務費1項1目一般管理費(1)職員研修経費は、職場内研修回数の増及び講師料の増額によるもの。(2)庁舎事務機器経費は執行残の減額、(3)その他一般管理経費は、町に対するあらゆる不当要求行為等に対する防止対策として記録用ボイスレコーダー13台を購入するものです。2目電子計算費(1)防災行政情報告知ネットワーク構築事業及び14ページ(2)電算機器等管理経費14節は電柱所有者からの移設要請による光ケーブル移設工事費の増額で、17節は行政用プリンタ及び町民センターメディアコンバータを更改するものです。(3)議会運営デジタル化推進事業は、議会のペーパーレス化を推進するための経費で、11節は回線料の計上、13節はシステム利用料の計上で、17節は機器導入費用の計上です。7目財産管理費(1)公用車管理経費11節及び17節は当初予算で計上していた公用車(HV車)の年度内納車が見込めなくなったことにより減額するものです。13節は出張などがコロナ前の水準に戻ってきたため有料道路利用回数が増加し、今後の不足が見込まれるため増額するものです。15ページ(2)庁舎管理経費14節はサーバ室に設置しているエアコンの出力不足を解消するため増設するもので、17節は庁舎用電話機の使用台数が増えたことによる購入及び経年劣化による事務用椅子の入替えを行うため、(3)町有施設管理経費10節はあびら追分クリニックの玄関ポーチゴムシート工事などの修繕を実施するものです。14節町有地整備工事は、総合支所職員駐車場の整備を行うもので、旧安平小学校体育館ホームタンク設置工事は、老朽化した地下タンクを撤去し新たにホームタンクを設

置するもの、22節は町有地使用料の重複納付が判明し過誤納分を還付するものです。9目地方振興費は、胆振東部地震から5年を迎えたことによる新聞広告掲載料の増額、10目企画費13節は事業出展に係る駐車場使用料の不足分を増額、16ページ18節は、定住自立圏事業で12月1日からの道南バスの運賃値上げに伴い安平町から苫小牧市内に通学する高校生の定期券代の一部を補助するものです。16目諸費は、確定申告による法人町民税の還付金に不足が生じるため増額をするものです。18目土地開発基金費は、6月に補正した町有地売買収入を土地開発基金に積み立てるものです。

3款民生費1項5目ぬくもりセンター施設費7節は、ぬくもりの湯の集客率アップの事業拡大により不足が見込まれるポイントあびらの増額、10節はぬくもりセンター駐車場の地盤沈下による舗装路面の修繕などを行うため増額するもので、14節は執行残の減額です。17ページ10目高齢者福祉施設費(1)高齢者施設管理運営経費10節は、はーと苑の循環ポンプ取替修繕を行うもの、12節は執行残の減で、14節は、ぽっぽ苑及びはーと苑の火災通報設備をアナログ回線からデジタル回線に対応可能なものに切り替えを行うものです。

(2) デイサービスセンター改修事業14節火災通報設備交換工事は、デイサービスセンターサックルの火災通報設備をアナログ回線からデジタル回線に対応可能なものに切り替えを行うもので、11目介護支援費は介護保険事業特別会計の補正による繰出金の増額です。13目しょうがい者福祉費12節は、しょうがい者福祉システムの標準化対応のため改修を行うもの。18ページ22節は令和4年度しょうがい者自立支援給付費国庫負担金などの実績報告に伴う収入超過分の返還金の計上です。2項4目認定こども園等運営経費18節は、保育士の増により増額するもの。22節は令和4年度子育てのための施設等利用給付交付金の実績報告に伴う収入超過分の返還金の計上です。5目児童手当費は、令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の実績報告に伴う収入超過分の返還金の計上です。

19ページにまたがる4款衛生費1項1目地域保健費は、地域医療提供体制維持費補助金で、追加申請などにより予算額に不足が生じるため増額するもので、4目霊場費は追分斎場の火葬炉用棺置金物劣化のため新たに購入するものです。5目環境衛生費は、ゼロカーボンシティ推進協議会開催に係る経費で、1節は委員報酬などの計上、8節は委員の費用弁償の計上で、10節は開催時のお茶代の計上です。

20ページ6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、令和4年度に購入したタブレット端末の破損防止や利用向上を図るためケースを購入するもので、2目農業総務費は新たに設立した全国オーガニック給食協議会に参加するための年会費を計上するもので、4目農業振興費(1)生産振興対策事業経費は、てん菜から需要の高い作物への転換支援事業に対する補助金で、計画の承認及び割り当て内示があったことから計上するもの。(2)環境保全型農業直接支援対策事業経費は、計画変更の認定により予算不足が生じるため増額

するもので、(3) 経営所得安定対策推進事業経費は、当初要望していた現地確認用システム経費について予算配分がなかったため減額するものです。21ページ6目土地改良事業費及び9目ダム管理費は、国庫補助金及び道補助金の追加交付などがあったため財源振替を行うものです。

22ページにまたがる7款商工費1項1目商工業振興費(1) 企業誘致推進事業経費10節は、サテライトオフィスの管理消耗品の購入などで、14節はサテライトオフィスの利便性向上のため階段を設置するものです。(2) 商工振興事業経費8節はイベント参加のため旅費が不足することから増額、18節は補助金対象者の増による増額で、(3) 安平町商工会補助金は、商工会が実施しているプレミアム付商品券の販売事業に対する補助金で、予定していた発行数を上回る購入申込みがあったため超過分に対する補助金を増額するものです。2目観光費(1) イベント経費は、首都圏観光・物産PRで旅費が不足することから増額、(2) 故郷産品開発奨励事業は2次募集において予算残額を上回る申請が見込まれることから増額するもので、(3) 観光事業経費は観光PR用ノベルティ経費の計上です。

8款土木費2項2目道路維持費12節は凍上による舗装修繕箇所が例年より多かったため増額、15節は緊急的な舗装補修が多かったことから常温合材が不足し増額するものです。23ページ3項1目河川維持費は5月6月の局地的大雨などにより河岸崩れ等の被害箇所が新たに発見されたため増額するもので、4項1目都市計画総務費は現下の町の動きに合わせ、現在作成中の立地適正化計画及び都市計画マスタープランと連動した土地利用の検討資料を作成するものです。2目公園費(1) 鹿公園管理経費は、鹿公園第1トイレ浄化槽工事において追加工事を行うため増額。(2) ときわ公園管理経費は、うまかまつりでの来場者が増えたため予算不足分を増額するものです。24ページ5目公共下水道費は、公共下水道事業特別会計補正予算による繰出金の増額です。5項2目住宅建設費(1) 公営住宅整備事業は、震災による影響で勾配に影響が出ているさつき公営住宅A棟の屋外排水管の布設替工事を行うもので、9款消防費1項2目災害対策費は、市町村職員まちづくり研修会開催支援金の交付決定による財源振替です。

25ページにまたがる10款教育費1項3目義務教育費(1) 学校施設管理経費10節は、高額修繕の増により今後の予算不足が見込まれることから増額、11節は早来学園の電話料で、今後の予算不足が見込まれることから増額するもので、(2) 教育団体等補助金は、指定寄付による該当団体、アビースポーツクラブへの補助金の計上です。6目スクールバス管理費は、過疎対策事業債で減額調整があったためスクールバス更新事業の一部を一般財源に振り替えるものです。7目就学奨励金は令和4年度の第14号補正で計上した積立金ですが、未処理により令和4年度決算において不用額となってしまったため再度計上するものです。誠に申し訳ございませんでした。26ページにまたがる4項1目学校管理費8節は早来学園の特別支援教育補助員の雇用により予

算が不足することから増額、11節は早来学園での公開研修会の実施による案内文書等の送付する切手代の増額です。5項3目公民館費10節は修繕箇所の増加により今後の予算不足が見込まれることから増額するもので、14節は追分公民館エアコン設置工事においてキュービクルの電子部品の調達に時間を要することが判明し、年度内での完了が困難なことから債務負担行為の設定を行い2か年事業とするため前払金見込額を残し減額をするものです。6項3目体育施設費は、発注予定の工事における工事機材及び資材の高騰、人件費の増などによる不足分を増額するもの。4目学校給食費10節は修繕の増により今後の予算不足が見込まれることから増額、17節は追分高校への給食搬入時に使用するスロープを購入するものです。27ページ7目スポーツセンター管理費は、放送設備非常用バッテリーの価格変更により予算が不足するため増額、8目野球場管理費は、ときわ球場の破損している側溝を修繕するものです。

13款給与費1項1目2節は、育児休業職員の復職などによるもの。3節時間外手当は、イベント対応及び人事異動等によるもの。特殊勤務手当は、アラグマ駆除など畜犬、死亡獣畜処理作業従事事件数の増によるもの。管理職員特別手当は地震等の対応により今後の不足が見込まれるため増額するものです。

28ページ14款予備費は高額な予備費充用があり、予算が減少していることから今後の緊急対応に備えるため増額するものです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので、6ページをお開きください。

1款町税1項1目個人町民税は、大口納税者の所得減など課税額決定によるもの。2項1目固定資産税は、償却資産に係る調定額減による課税額決定によるもので、3項1目軽自動車税種別割は課税額決定によるものです。

7ページ12款地方交付税は、交付額決定によるもので、前年度と比較しますと1億4783万8000円、6.2%の減となっています。主な要因としましては、基準財政需要額では、控除となる臨時財政対策債の減額などにより683万9000円の増額、基準財政収入額では町民税の増額などにより1億7194万3000円の増額となったことによるものです。

14款分担金及び負担金1項3目農林水産業費負担金は、農地耕作条件改善事業国庫補助金の追加交付に伴い受益者負担分が減額となったものです。

8ページ16款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金は決算見込による減額で、4目農林水産業費国庫補助金は、農地耕作条件改善事業補助金の定額助成単価の倍増などによる追加交付分です。

9ページにまたがる17款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、基幹水利施設管理事業補助金は電気料の高騰などによる追加交付分で、持続的畑作生産体系確立緊急事業補助金は事業に対し10/10の補助となります。環境保全型農業直接支援対策事業補助金は、計画変更による増額分に追加交付されるもの。安平町農業再生協議会交付金は要望事業の採択が無かったことから減

額するものです。

18款財産収入2項3目株券払戻金は、それぞれ株式の買戻しによるものです。

10ページ20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、2目まちづくり基金繰入金は、安平町消費拡大地域活性化事業の財源充当などによるもの。6目ふれあい基金繰入金は、うまかまつり実行委員会交付金の財源振替により減額をするものです。

11ページにまたがる22款諸収入4項2目過年度収入は、いずれも負担金等の確定によるもの。6目雑入、いきいきふるさと推進事業助成金は、それぞれ採択による計上で、雑入はそれぞれ記載のとおりです。

12ページ23款町債1項1目臨時財政対策債は、地方交付税の不足分として毎年発行が認められ、元利償還金の全額が後年度の普通交付税により交付されるものですが発行可能額が確定したことに伴い減額するものです。5目教育債スクールバス更新事業債は、過疎対策事業債の減額調整により一部を一般財源で対応するため減額するもので、追分公民館整備事業債は、追分公民館エアコン設置工事の債務負担行為設定に伴い今年度の借入額を減額するものです。

次に債務負担行為補正について説明します。3ページをお開きください。第2表債務負担行為補正は追加として、追分公民館エアコン設置事業は年度内の完了が困難なことから令和6年度分として限度額を2803万円に設定するものです。

次に第3表地方債補正は変更として、臨時財政対策債の限度額を3901万2000円から2945万4000円に、スクールバス更新事業は限度額を4140万円から2040万円に、追分公民館整備事業は限度額を6420万円から1850万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ7080万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億2208万7000円とするものでございます。ご審議の上、ご決定下さいますようお願い致します。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

質疑は歳出からページごとに行います。13ページをお開きください。13、14ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ15、16ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ17、18ページ、質疑はありませんか。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 18ページの認定こども園の負担金、保育教諭確保事業補助金ということで人を増やすと今副町長から説明があったのですが、これによって2歳児未満の幼児が受け入れる枠が増えたということではよろしいのかね。事務報告書によると小規模の保育所、19名定員のところ11名しか入っていないですね。これ当初作る時、色々議論しましたね。必要なか必要でないのか色んな議論をした経緯があって、ちょっと私驚いているのですが、11名しかいなくて、聞くところによると入れない子もいると。そういうものが現実で起きている中で、増やしたことによってそれら含めて解消されるということではよろしいですか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらの補助金が増えたことと今お話されたこととは内容が違うものでして。こちらの方においては保育士確保という既存の計画のもとで職員等を雇っているのですが、有資格者でない方を補助員として使っているながら、働きながら資格を取得した方が増えたものだとか、例えば新たに雇用して増えたパターンのものであるので、今はやきた子ども園でなくて、ゆきだるま保育園ですか。そちらの方の0歳の子どもの受け入れの数は今年が今の段階で出生率というか出生数との絡みもあって数字的には今入っていないような状況もあるのですが、こちらはあくまでも園全体として運営していくために園側が先も見越した中で整備をしていたところの確保した時に補助金を出すというところがあるので、そういった面では今のお話と直結するというよりは予定したとおりの人を確保している解釈の方がいいのかなと思いますけれども。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） いやいや次長、私は小規模の保育所については経営形態が全く違うということで議論した経緯がありましたね。はやきた認定こども園と、これ別ですよと。小規模とは。しかし、そうではなくて一体の中で先生方がお互い行き来できて、いわゆる別室みたいな感じだというのが私町

長の方から答弁をいただいているのですよね。総体的にゆきだるま保育園と
はやきた認定こども園の運営というのは私は一緒だと思っているのです。そ
して当時決めた19人の枠をとるという中で園長先生はじめ小規模の中の先生
方の数には、それなりの補助金を出してきたと私の記憶にはありますよ。出
発する時には19名体制でいくということでした経緯もあるので。今11人しか
入れられていないとのことですから、それは先生の確保と様々な問題があっ
て入れられないっていうのが私今の話十分わかりますよ。だからさっき副町
長は増やすとの形の中で来ているのですから、私は単純に先生方を増やすと
いうことは解消されるだろうと期待して言っていることであって、そういう
ことが全く経営が違うんだっていうことじゃないですか、認識が。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） そうではなくてですね。小規模保育園に関しては、
4月の時点で19人を入れるという考え方の、そもそも施設ではないので。0
歳8か月以降の方を受け入れることによって、これから8か月を迎えて年度
末までに入ってくるということも想定した上で園としては今の時点で19人入
れてしまうとそこでもう入れないという。ただ、今議員がおっしゃられたと
おり理屈上では例えば0歳が19人になったから20人目が来たらどうなるのと
いう話になったら確かに認定こども園の方に移すことも考えられるのですけ
ども、そもそもの一人当たりの見る先生の数だとか色んなことも含めてある
程度今予測されている段階ではこの時点ではまだ11人ですよという運営をし
ているのが実際のやり方なので。ここの直接的な考え方はちょっと違うの
かなと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） この31万の増額要因の詳細ですが、新たな保育士、こ
れ無資格の方が有資格といった形で見えていたのが2名だったので、それが3
名に1名増えた。また、新規採用の保育士が3名のところ5名に増えたとい
うことで、それぞれ補助基準がありまして25万円の2名プラス15万円が1名
分と。そして新採用の8万円が5名分ということで、その関係で31万増えた
というのが今回の補正のお答えになります。小規模保育は別な質問であろう
と思いますが、今永桶次長が説明したとおり4月時点で19人入ってくるので
はなくて、例えば8か月の赤ちゃんから受け入れられる施設なものですから、
これから生まれてくる方たちも増えていって、最終的に年度末に19人までに
収まるような施設なので、これから移住定住で増えてくるお子さんはやはり

0歳とかより3歳以上が今多いのですが、これから移住した後、お子さんが生まれてくる時に受け入れできる施設としては非常に有効だと考えています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） あのね、私もおいわけ子ども園の理事長やっていますから19人小規模2歳児未満、満杯にするなんて思っていませんし、うちのおいわけ子ども園もいわゆる2歳児未満を何名と決めています。まだ枠はあるのですが、今町長が言われたとおり追分地区に転勤来た場合に入れなければならないということですからすでに満杯になっているなんてできない、それ私わかっているのです。でも、19人という一定の19人という中で我々に説明されて作ってきたのは保育士の関係で11人しかいないなら、今先生を増やしたなら、増やしていくなら、その運用の中で。運用すると言ったのだから。固定ではなくて認定こども園と先生方を運用しますって説明したのだから、だから私としては11人ではなくて12人か13人ぐらい、あと2名ぐらい増やしても問題ではないのですかと。私はそのために先生を増やしていくのですかと言ったら違うと言うから私はちょっと待ってくださいとただけであって。私は少し待機者がいるということは次長掴んでいるのでしょ。いるということが。入れないということが。地元の人ではないですよ。安平町に来て働いている人が子どもを預けて働きたいけれども枠が無くて置けないと。私おいわけ子ども園にも来ました。でもおいわけ子ども園もどうですかと言われた時に、いやいや枠はあるけど地元の人、先ほど町長が言われたとおり来た人が困るからそこは満杯にはできないのですということになって。それはそういうふうになっている現状ですから、私はそんな意味で言っているわけで、こども園とゆきだるまと全く違う事案だということになればわかりました。でも、その待機者がいるということだけはしっかりと認識をしてもらってどうするか今後考えていただきたい。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） はやきた子ども園に関していうと、職員の数時点で受け入れる考え方はできるのです。正直その待機者という表現されている方は本来のうちで整理されている待機者という形ではないわけですから、そちらの話、なんか若干小笠原議員と私との会話でずれているような気がしています。今回のこのものについてのこども園の小規模のとはちょっと違いますよというお話と、職員はいるので小規模に充てれば確かに小規模もこれからの

入ってくる人数を考えてということと、元々確か建設する時点でも19名の定員ですが、13人ぐらいが入園されてくればまず採算性はそれで大体担保できるという話もさせていただきました。ですが、そもそも本体の方も早来の場合は今増えていますので、常に園としては職員の数は比較的余裕を持った対応をされているので、あとは年齢層の振り分けだとかそういった今後入ってくる予測も含めて運営しているので、ちょっと後ほどというか若干会話がずれているのではないかなと思っていますので、この案件とそちらのこども園の関係、保育園の関係とは違うということだけのご認識いただければと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 今の関連でちょっとわからないので聞きたいのですが、今のお話ですと満杯にはできないとのお話ですが、例えば具体的にこれぐらいの時期に何名ならゆきだるまの方で受け入れ可能ですよという時期とか、そういう目途があるのかどうか確認させていただければと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 正直どの時期だったらわかりますかっていう話になると、結構園側でも今転入されている方も含めて出所されている方の数字も押さええいながら進めているところではあるのですが、今年に関して言えば実は去年から比べると0歳児の数として入ってくるだろうなと思った方が意外と来なかったりとかもあって、その予測はなかなかできないのかなと。ただ、今お話させていただいたとおりに町内にその対象者がいるということは少なからずその部分は空けておかなければいけないというのが基本的なベースとして考えなければいけないところなので、保育所ですから住民票があるというかここに住んでいるというのが基本線で、あとは他から入ってくる場合は特別な事情の場合の枠でしかありませんので、その辺のところの匙加減は私も専門家ではないのであれですけど、ものすごい緻密な計算をしながら園は今対応しているので、そこだけのご理解いただければと思います。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ19、20ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) よろしいですか。21、22ページで質疑はありませんか。

[高山議員挙手]

○議長(多田政拓君) 高山議員。

○10番(高山正人君) 私の方は21ページの商工費の中で、工事請負費のサテライトオフィスの階段設置工事の9万2000円とあるのですが、サテライトオフィス階段が無いというわけではないのではなかったかなと思って。増やすというのはどういう流れにオフィスがなっているのか、ちょっとわからないので具体的な中身について教えてください。

[山口政策推進課参事挙手]

○議長(多田政拓君) 政策推進課参事。

○政策推進課参事(山口崇君) ご質問のありましたサテライトオフィス階段設置工事の経緯ですが、場所については早来の街中にあるトレーラーハウスですね、チャレンジショップが2棟あってその内もう1棟がサテライトオフィス、おためしサテライトオフィスと呼んでいます。実は階段もちゃんとあるのですが、現在は裏側と言いますか正面ではない場所についていまして、そこが今使っているあわえという業者がコンシェルジュという形で常時すでにそこに職員を配置している形になっています。その業者との打ち合わせの中で、その階段だとどこから入っていかかわからないという問い合わせがまず増えているという点が1点と、あとおためしサテライトオフィスの使い方もあわえが常時相談体制を組んでいるのと、部屋が2つあるので、もう1部屋を随時安平町にて事業おこしとか企業誘致をしたいという方の商談だったりサテライトオフィスとしてお試しできるような2社まで対応できるような体制にしている経緯があります。そこで複数の企業による利用が可能になってきた経緯がありますので、そこよりわかりやすい玄関はここなのですと。正面から見た時にわかりやすい位置にした方がウェルカム感が出るという意図がありまして、今回このような工事請負費を予算計上した経緯となっています。

[高山議員挙手]

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） そちらはわかりました。場所的にと作ってある今の状態というのは把握できます。今心配しているのは、あそこ駐車スペースが非常に狭くて階段作ってしまうとますます駐車スペースが無くなるのも現状だと思っています。であるので階段をどれぐらいにするかと言われたら、次あそこ多分2台も入れれば目一杯の場所なので、その辺の考慮をもうちょっと考えないと、逆に言うとうりにくいのではないかというような感じを僕は受けたものですから、その辺の場所のキープというのは車のスペースはとてもわかりにくい入り方になっているので、その辺のところはもうちょっと考えながらやっていただければと思います。以上です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 22ページの上段の商工会補助金ですね。これプレミアム商品券の、予算していたよりも1万セットから1561セット増加したというふうにあるのですが、これに対して商工会から何か感想みたいなものはあったのですかね。今年はすごく売れましたねとか、今まではその数の中だけで押さえていたと思うのですが、今回補正を組んでもこれをたくさん出した方がいいって思った経緯も含めてお願いしたいのですけど。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） プレミアム商品券の関係ですが、昨年今年と同じように1万セットを上限として販売をして昨年も1万セットでは足りず、途中で補正をして全員の方に希望どおり購入していただいています。2年続けて同じように1万セットの上限を超えています。数字で申し上げますと、率で申し上げますと、ちょっと地区別でお話をしますと、早来の方が世帯数でいくと25%増えています、購入された世帯の方が。冊数でいきますと22%増えています。追分の方は一方で世帯数が増えているのですが2.3%の増で留まっています。逆にセット数でいきますと4%ですが減っています。これは多分多く買われていた方が5セット6セットとか少ないセット数に移行したのだというふうに数字的には読み取れます。トータルでいきますと、両地区合わせますと世帯数でいきますと14%増えていて、セット数でも8.3%増えている状況となっています。コロナが明けてこれからという時に物価高騰だっ

たり燃料高騰だったり、やはり皆さんに支援が必要だろうということで商工会とも相談しまして、今回できれば皆さんに希望どおり購入していただきたいということで補正を上げたものです。以上です。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） ちょっと話が少しずれるかもしれませんが、このプレミアム商品券以外の商工会の、町の予算を使って振興を、町というか盛り上げるみたいな事業を町に投げかけたこととかはあるのか。これ確認だけで大丈夫です。あるのか無いのかだけ教えてください。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 今のポイントあびらの会というはできていますが、以前は追分地区早来地区でそれぞれスタンプ会とシール会とあったのですが、それぞれの会でその商店街の活性化に向けてイベントを実施したりしていました。その後、ポイント会になったり、あとは一番大きいのがコロナの関係でたくさんの人を集めることができなくなったというので今は皆さんを集めるようなイベントは実施していませんが、そういった中でもポイントあびらを有効活用しようだとかということで要望をいただいたり、商工会内部のお話になるのですが、会員の方が販路拡大をしようとした時に何か支援ができないかということで、商工会の方で考えて制度を作っているとかは町の方に直接要望が来てそれを財源にしているというわけではないですが、そういった動きがあるというのは商工会からお聞きしています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） 今、村上課長の答弁に尽きるのですが、胆振東部地震があってそういったことの復旧復興だったり、コロナ対策の支援も町が補助金を出しているものもありますが、北海道や国の制度に乗る形で様々な商工業者に対する支援もあったわけで、商工会としても事務局としても相当事務的な時間がとられてきたり、こういったイベントといったところに手が回らなかったことも背景にはあるのかなとは私は思っています。ただ、来年度以降、通常に今戻りつつあるわけですので、ポイントあびら会もスタートしてまだ2か月ちょっとですから、総会の中でも言わせていただいています、様々なイベント、誕生日の月にお得感を出してみたり5倍セール、これは昔

からのものを継承していますが、そういったものだけではなく、もうちょっと地域ごとの商店街が活性化していくような、それは商工会の事業者だけでなく、町民を巻き込んでいったり若い方も巻き込んでいったり、そういった期待をしているわけですので、これまでにについてはなかなかしづらかった環境にあるとは思っています。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） やっぱりこのポイント。プレミアム商品券だけでなく、プレミアム商品券も何かもっと活用する方法があるのかなとか、形を、私今回いつも満杯で売り切れるので1回も買ったことが実はなくて今回初めて買ったのですが、形状が例えば大きすぎるとか厚すぎるとか、若い人たちから財布にも入らないし、めくるのが大変だって高齢者からも言われるし、そういうことって自分が使って初めてわかったのですが、そういうのも課長には個人的に要望は出したのですが。ただ、商店街が元気だと町が元気になるかなとすごく思っていて、コロナのせいもあるのですが、色んなことがやりづらいというのが習慣づいているので、町からも例えば視察に行ってきたらどうだとか予算を付けますよとかをもっと商工会、その中の青年部でも婦人部でも全然いいので、ポイントあびら会もできたばかりで色んなことを知りたいと思うので、そこら辺の考えがあるかどうかをお答えいただきたいと思います。最後です。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長どうぞ。

○町長（及川秀一郎君） ポイントあびらの関係で、プレミアム商品券が大きいとか紙ベースなので。でも紙ベースの良いところもあると言われているのですが、私としてはポイントあびら会が発足当時から言わせていただいているのは、あの仕組みは、プレミアム商品券のあれはデータとして取り込んで、ポイントあびらとして使っていくこともシステム的にはできるようになっているのです。ただ、そこも併用方式にしていくのか、ポイントあびらだけにしてしまうと持っていない方もいたり操作がわからない方もいるでしょうから。ポイントあびら自体はスマートフォンにも入っていて、スマートフォンだけあればカードが無くても利用できるとか色々便利な機能はすでに入っているわけですね。それをどう活用していくかというところも含めてこれから期待している部分もありますし、当然今ここで話をしていたのだけど、商工会に対する補助金というのはこれまでも出していて、その中で様々なことをやっていただくようになっていますが、今回大きく違うのは事務局体制も

人も変わったり、若返って。町からも職員として派遣をしていますので、そういったことも含めてこれまで以上に行政との連携も図っていきながら様々な商業の賑わい創出を商工会だけということではなく、町も一緒になって協力していければいいなと思っていますし、また、安平観光協会もありますので、別組織ではありますが、観光振興も含めて連携をこれまでもやっていますが、引き続きそのカード方式でスタンプだったり、回ってもらう回遊交流といった中で商店街の賑わい創出というところを取り組んで参りたいと考えています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 先ほど商品券の見た目のお話ですとか、紙の厚さとか大きさのお話かと思うのですが。そこは実際に使われている方の声でもありますので、そこは商工会の方にはお伝えしたいと思います。

もう一つ私の方で言わせていただきたいのが、商店街の活性化とのお話をされていまして、方法としては希望される方に商品券を販売するという今の方法と町の方から町民の方に商品券をお配りするという方法があると思うのですが、商品券をお配りするだけですと、今回でいくと3千円の商品券になります。その3千円を使って終わりという方になるかなと思うのですよね。今やっています販売方式ですと1万円のお金を出して1万3千円分の商品券が手元に来ますので、皆さんその1万3千円分を町内で消費されるということで町民の方の生活支援にもなりますし、町全体の経済がより回るという面では現在のプレミアム商品券、これは一定の効果があるのだろうと考えています。以上です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 今の件ですが、プレミアム商品券は追分で一番大きなスーパーでは使えなくなっています。去年は使えたのですが今年使えなくなったのでプレミアム商品券は買わなかったという方が何人かいらっしゃって、その原因は何なのかということも聞かれたのですが、この間経済の方で商工会の役員の方とお話合いの中で私自身は原因がわかったのですが、今後商工会に加入していただけるかどうか、その辺の今後はどうするのか、

いただけるように働きかけをしていくのか、そういったような見通しはどのようになっていますか。

〔村上商工観光課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 今、米川議員がおっしゃったように追分で一番大きな小売店が昨年まで参加していただいたのですが、今回は参加を見送ったとなっていて、その理由が商工会の会員の方は年会費を商工会に払っているのですが、プレミアム商品券事業の参加の手数料が掛からないのですが、商工会の会員ではない方は年会費は払っていないこともあって、この事業に参加する時には売上の何パーセントを手数料としていただきますというシステムでずっとやってきています。それが昨年まで0.5%だったものが今年印刷代の高騰ですとか物価高騰の影響もあって商工会の中でも経費が掛かるようになってきていますので、非会員の方の手数料率を0.5から1%に上げさせていただいたと聞いています。それが大きな理由で今回は参加されなかったということなのですが、先ほど申し上げたように商工会の会員になって年会費、年会費も聞くところによりますと手数料率が0.5%だった時のその大きなお店の売上の0.5%よりは低い額だと私はお聞きしていますので、商工会の会員になっていただければ将来的にプレミアム商品券も電子化されていくようなことも視野に入れてやっていますし、ポイントあびらですとか行政ポイントとか、色々な事業者にとって利益につながるような方向になりますので、その辺をきちんと先方の方にお伝えする努力をして、できれば商工会に加入していただいて商品券事業にも参加していただければ一番いいのかなと思っていますので、商工会とともに、そこは汗をかいていきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私は22ページの道路維持管理経費の中での修繕料が1600万と、この時期にしてはかなり上がってきたのかなと。傷んでいる道路が増えてきたというのが現状かと思うのですが、これから先もまだ傷み続けるので、この補正額で追いついていくのかなというのが非常に危惧をしているところです。この感覚でいうと、計画書はまだ見たことないのでわからないのですが、道路管理の維持の計画を作るという形のものが言われていまして、それはいつ出てくるのかわからないし、今のこの段階でこのような補正をた

くさん続けていくというのは非常にもったいない話なので、できる限りこういった維持管理はしないといけないから出さなくてはいけないですけども、ちゃんとした計画書が早く出てきて、どの道路にどれぐらいの時間でどのような金額を充てられるかというのを早くやっつけていかないと、維持管理費だけがだんだん増えていくのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 維持管理費の話ですが、春先からずっと前年度の傷みを引っ張ってそこをどんどん修繕していくわけなのですが、この時期になってちょっと足りなくなっているし、これから除雪シーズンに入りますので、そのシーズン前に例えばマンホールの周りとかやっつけていかないとまた除雪に支障が出るとかいうこともありまして、今回1600万計上させていただいたわけですが、道路施設の修繕計画というものも実は併行して立てていまして、来年度に一応1億1000万分の舗装修繕を交付金事業としてやりたいということで要望はあげているところなのです。その1億1000万ってあげている話なのですが、先ほども話が出たのですが実際には交付金、要望をかけてもなかなか国の方で財政的な部分もあって満度についてこないということもあって3割ぐらい4割まで行かないかな、ぐらいしか結局は内示額が下りないということで、この短いショートスパンでまた直さざるを得ないとか、色んなことがあってなかなか難しい部分なのです。計画の方も一応修繕計画を立ててはいるのですが、その中で想定してこういう補修方法をしましょう、例えば切削オーバーレイをしましょうとか、ここについては舗装を剥がして路盤も修繕して直していきましようというような形でやるのですが、実際のところ来年度からやっつけていこうとは思っているのですが、工事をやる前に一回実態調査みたいなのをかけないといけないのですよね。その実態調査をやったところ、その工法がまた変わる可能性があるということで、そうするとこれが交付金対象にならなくなってしまうとかいった場合に今度別な経費を充てなければならぬと。単費になることはないと思うのですが、過疎債ですとか別な、できれば高い起債とか選んでやっつけていくという形になるとは思うのですが、その辺の選択肢もあってなかなか計画的にはこういう計画にはなっていますよと出した時に。じゃあそのとおりいくのだなと見られるとなかなかこちらの方も辛くて出しづらいところもあります。なので一応予算の時には毎年ここをやっつけていきますよと議員の皆さんにも共有していただくのですが、実際のところ国の方の内示額というか、どこまでお金をつけてくれるのかという問題と、先ほど言った工法はころころ変わってしまう可能性があるというところが苦々しいところがあるのですが、その点でなかなかこの計画の全貌を皆さんにお見せできない部分もあるということだけご理解

いただければと思います。すみません。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ23、24ページ。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 24ページの住宅建設費の公営住宅整備事業の関係。災害でというご説明があったのですが、こちらいつの災害で、いつわかって必要だとわかったか確認させてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらは胆振東部地震の影響があったのではないかと想定されているものです。今年の7月ぐらいから1階に住まれている方の排水の詰まりがあるということで掃除とかはしてみたのですが、それでも詰まるというので高さを図ってみたところ逆勾配になっている部分が一部わかったということです。地震があった後にも同じところだったのですが、それを上流部についてもあったのですが、そこはすぐ布設替えはさせていただいて、しばらくはよかったです。ここにきて確か7月ぐらいだったかと記憶しているのですが、そのぐらいからまた流れが悪くなってきたというところで今回布設替えをさせていただくということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら今のところ単費になっていると思うのですが、今後これ復旧事業に移行して財源振替とか、そういうことがあるのかないのか確認させてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 今後もこういう事例がありましたら単独費で部分的に直していくしかないかなと思っています。

○議長（多田政拓君） 他に。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 私は23ページの都市計画総務費の中の委託料ですが、土地利用検討業務委託料とは、これ何をするものかというところですが、どちらかのコンサルタントに依頼をかけるのかどうか、その辺について説明をお願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 只今のご質問になりますが、副町長のご説明にあったとおり現在策定中であります立地適正化計画、安平町都市マスタープラン。こちらを今策定中で土地利用の検討としているところですが、前回高山議員、今回多くの議員の皆様からもご質問いただいていますラピダスの関係もありまして、安平町全体のここと連動させながら安平町全体の土地利用、住宅もそうですし団地的な使い方もそうです。工藤議員からいただいた道路、こういったものを一体としながら今のラピダス誘致に向けて庁内組織、情報共有会議もやっていますが、今回は現在策定中のこの計画の中に反映させていただきながら、特に今早来地区の住宅の土地利用をどのようにしたらいいのかというのが一つ大きな課題でもありますし、色々な土地の動かし方をしながら最善の形を作っていく、そういった計画を今既存で作っている計画の中に反映していく。それ以外の3地区についても現在検討している土地利用の考え方も反映させていきながら、実際的には立地適正化計画マスタープランというのを元々作っているものの中に今の人口増加に伴うような宅地が不足しているようなものと、あとこれから迎えようとするラピダスを意識した形の中で町全体の土地利用をどういうふうにしていくか、それを検討する基礎資料を今回策定させていただくためにこの既存の事業の中に今実施していただいている企業様の方に契約をさせていただきながら委託事業として進めていきたいと考えている事業です。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） 委託業務ですからお任せする形の中の部分の方が多いのか、それとも職員、うちのチーム、うちの町として一緒にこの検討をしていきながら作っていくのか。この辺は非常に重要で言われたものをただ受けて町を作っていくのか一緒に考えていくのかっていうのは、非常にお金を出す部分としては将来のことがかかっていますので、そういった点の委託の契約の交わり方、もしくは業務内容の契約の仕方っていうのはどのようになっているのか教えてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 基本的には町の方でいくつかプランというか土地利用ができそうなところ、町有地、民有地も含めてですが、そこをまず抜き取らせていただきまして、一つの土地を動かすと都市計画早来地区あるものですから色々代替をする土地だったりとか、今計画のあるものをずらしていくとかっていういくつかのパターンを、想定は町の方でもさせてはいただいているのですが、そういった土地の移動なんかをしていく時に色々な課題も出てくると。特に早来地区が今一番住宅用地が不足している。これ色々な議員様からご質問ですとか町の直接担当の方に問い合わせをいただいているのですが、なかなか土地を提供できるところはないのですが、利活用の仕方によっては住宅団地の造成ができる。また、住宅団地を造成することによって違う土地の動かし方もしていかなければならないということもありまして、いくつかのシミュレートをさせていただきながらその中で最善な方法を今の立地適正化計画、都市計画マスタープランの中に反映させていただきながら一番町として最善な形での土地利用計画を作っていきたいというのが趣旨ですので、コンサルに任せるというよりは、あくまでも町全体で関係する部局と連携しながらこの計画の方を作っていきたいと考えているところで

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10番（高山正人君） ありがとうございます。一番ここが大事なところだと思っていますし、当然この移行が都市計の次のステップにつながってうちの町の用途的な地形、要は団地を作れる方向性があるのか無いのかが重要なポイントだと思っていますので、そのところは大きい期待したいところですのでよろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） 他に質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ25、26ページ、質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 25ページ教育団体等補助金、18節ですね。NPO法人アビースポーツクラブに1000万という補助金を出すということなのですが、この1000万の中身について何に使うのかということについて、まず1点目お聞きしたいと思います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちら一般質問の時にちらっとお話をさせていただいたのですが、匿名ではありますが、この取り組みに理解を示していただいた方にふるさと納税として1000万をいただきました。その相手方の意向としてスクールバス、足の問題のところがすごく問題だということで、できればアビーさんでバスを購入して、それに絡む経費等で運用していただきたいというのが意向ですので、基本的にはバスの購入代金を中心となって運用される予定となって交付するものです。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） これ指定寄付された方は指定でここに使ってくださいということですね、このクラブにお金を使ってくださいと。それでバスを購入するために1000万をつけましたという、バス代が1000万のバスという考え方ですか。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 差し当たってお話はこの部活動移行がどういうものかということのご説明を向こうがよく聞いていただいた上で、ゆくゆくは運営費も含めてこの団体が自立して動いていくことに対して、その辺の部分の

今後の考えも訴えた中で、まずは前段でこのバスの購入が一番大きな問題ですよねということの理解をいただいて、バスということではあるのですが、ゆくゆくは形によっては運営費的なものも含めてそちらで使ってもらえるように今後は、もしこれがうまくいくようであればということも含められて寄付をいただいたような形になっていますので、その辺は今回の部活動移行に対する課題点に対して大きく掛かったのがバスということなので、運営も含めて使っていていいということの理解で私たちも受けています。

[小笠原議員挙手]

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ちょっとわからないのですが。バスの他に1000万には運営費も入っているということですね。ということで理解をするのですが、このアビースポーツ含めて縷々議論して、箱崎議員の方からも色々質問の中であって将来学校のクラブ活動が無くなってスポーツクラブに移行していくという、文科省の流れの中で来ている中で含めた時にあるのですが。我々としては寄付してくれた方の厚意については歓迎しますが、実際的にアビースポーツが代表が誰なのか、どういう形成をされているのか、実際的にスポーツを担当して教えている先生が何人いるのか、事務所はどこにあるのか。全くそれらが我々にはわからないのですね。見えてきていないのです。一応、例えその方が寄付してくれたとしても一度町に入ったものですから、町としては一団体に1000万を、NPO法人なら大変なお金が行くわけですから、そのアビースポーツクラブの実態ね、総体的にしっかりと、さっき言ったように代表者から会員から、法人ですから会員もいるだろうし、それから実際の会員ではなくて働く人たちの給料等も含めてありますから、それらの組織形態をしっかりとしたものを私明らかにしてほしいのですよ。わからないのです、実際的に。アビースポーツ、アビースポーツクラブってしつこいですけど、どこにあるのか、誰が代表なのかどうなのかもわかりませんので、そこ辺りもしっかりと開示をして、こういうものでこういうところにいて連絡先は誰々でここに在りますということをしつこく周知していただきたいと思いますがその点いかがですか。

[永桶教育次長挙手]

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） この寄付の使い道に対しての必要性という部分も含めての周知もあれなのですが、先ほどの一般質問も含めて実際にこの活動に移行される部分の一番の対象者となります学校の中学生の子ども、さらに保護者の方々へのきちんとした説明はこれまでも数回行ってきて中で、この移

行に対しての内容は行っているところです。今回の寄付の相手先がどうなの
だという部分についてのご説明であれば、そちら代表がどなたかということ
も特段隠す必要性のものでもありませんので、私今日全部の、会長さんのお
名前とか知っていますけど、まだ実際の話はNPO法人でしっかりとした経
営ができていくというのではなくて、NPO法人ですから基本は利益を還元
するような運営をしていくところがあって、例えば今の部活動指導員の報酬
と同額ぐらいの運営をして独立して運営をしていく流れの中で今補助事業も
使いながらそこは立ち上がっている状況なものですから。その辺の将来性も
含めての心配も含めて何かしらの機会でご提示させていただくことはでき
ると思いますので、その辺どういう形かという部分も含めて、今日というこ
とでなければいつでもよろしいかなと思っています。

〔小笠原議員挙手〕

- 3番（小笠原直治君） 4回目いいですか。
- 議長（多田政拓君） はい、どうぞ。
- 3番（小笠原直治君） 今日とかではなくて、どういうNPO法人なのか、代
表者なのか、場所はどこにあるのかということをお私たちに提出してくださ
いと言っているだけであって、これからの運営というのはこれからそれぞれ
の中でやっていくことであって。私はその運営がどうこうではなくて中身的
にどういう人たちがどう集まって、どう形成しているのかわからないので、そ
こ辺りを教えてください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 政策推進課参事。
- 政策推進課参事（山口崇君） NPO法人の所管、政策推進グループでやって
いますので情報の取り扱いの部分をお知らせします。NPO法人
は法人格を取得してしまっていて、その事業形態や設立年月日、代表連絡先は内
閣府NPOホームページというものが設置してしまっていて、そこで全て公開さ
れている情報になっています。以前も、あびら移住暮らし推進協議会も本来
NPO法人多くの方が構成員になっていただいています、その一覧表も以
前お配りしている部分もありますので、その辺の資料のご確認もしていただ
ければと思います。ホームページ上でNPO法人ポータルサイトを検索しま
すと、今小笠原議員がおっしゃっていた代表名だったり、住所名が公開され
ている内容となっています。
- 3番（小笠原直治君） いや、無いんだ。ホームページ無いから紙でござい
ます。無いのです。
- 議長（多田政拓君） 議長から。担当課でそれは一覧表で公開されている資料

ですからそれは問題ないでしょ。

○政策推進課参事（山口崇君） はい。

○議長（多田政拓君） 後ほど紙で議員の方に提出することは可能ですか。

○政策推進課参事（山口崇君） はい、可能です。

○議長（多田政拓君） 小笠原議員、後ほど担当課の方から紙で提出するという
ことでよろしいですね。

○3番（小笠原直治君） はい。

○議長（多田政拓君） それでは他にこのページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ審議の途中ですが15時15分まで休憩とします。

休憩 午後 3時4分

再開 午後 3時15分

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。26ページまで終了して
いますので27、28ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、歳入の質疑を行います。6ペー
ジをお開きください。6、7ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 先ほどご説明いただいたのですが、私の落とし込みが
悪いのか確認させていただきたいのですが。ちょっとどこで聞くかも迷った
のですが7ページの地方交付税のこちら一応確定により増額補正ということ
なのですが昨年よりは6.2%減ったと教えていただいて、こちらと臨時財政対
策債との関係ですが、臨時財政対策債が減額した要因、交付額が単純に増え
たから減ったというのではなさそうな気がして、その関係どうなっている
か確認させてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 交付税の算定の取り決めと言いますか、何度かご説明をさせていただいていたかなと思うのですが、基準財政収入額と基準財政需要額、これ必要とされる経費なのですが、その差額が臨時財政対策債で補填されまして後年その分を交付税で返ってくるという仕組みになっています。これ予算の時にも若干説明させていただいたかなと思ってはいるのですが、国の地方財政措置ということで地方財政計画、令和5年度示されているものがありまして、交付税については今年度も前年度同様増えてくるだろうと。今、令和6年度の予算組みをやっていますが、これも同等の交付税措置がされるのではないかなと見込んでいます。交付税が増えている、昨年よりは減っているというところではあるのですが、この後こういった形になるかわからないのですが、令和4年度についても12月補正で確かさせていただいたかと思うのですが、5700万ぐらいですかね。なのでこの後どういうふうにならぬ国の方の税収、その後の配分。この辺がちょっとまだ見えないものですから今段階で確定したものということでご説明をさせていただいています。ただ、議員がおっしゃるとおり昨年よりは減ってはいるのですが、結果的にどうなのかはこれからなのかなと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 国も財政苦しいのだろうなというのが若干見て取れるかなと思ったのですが。こちらも推移を見てやっていかなければいけないかなと思ひまして、ちょっと確認のための質問だったのですが。また動きがあったりなんかがあつて難しいことがあつたら教えていただけたらと思ひます。これは要望なので答弁は結構です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ8、9ページ、質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

- 7番（三浦恵美子君） 9ページの関係の財産収入の3目株券払戻金。こちら買戻しによるものと伺っているのですが、経緯、詳細などをお知らせいただけたらと思います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。

- 建設課参事（伊藤富美雄君） こちらについてはまず一つ、令和元年度より行われているほくほくフィナンシャルグループの優先株の払い戻しが令和5年度も行われ、現所有株1万2000株のうちの6分の1にあたる2000株の払い戻しによるものです。2000株に対して1株500円ということで100万円となっています。今後町の所有株は1万株となることとなります。

続きまして北海道曹達株式会社による実行株式の取得に伴い、町所有株2700株のうち2611株を払い戻すものです。こちらは全体的に410万株を買い戻す予定であったため、町の方としては2700株を全てということで回答したのですが、410万株以上の申し込みがあったため今回端数がつきます2611株となっています。1株220円で57万4420円となっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。

- 7番（三浦恵美子君） 曹達さんの方はわかりました。ほくほくフィナンシャルさんの関係は順次払い戻ししているということで、来年度以降もこれ想定されるのかというのを確認させていただけますか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 建設課参事。

- 建設課参事（伊藤富美雄君） こちらは令和元年度から今年で5年間続いています。来年度以降にもどうなるかはまだ連絡が来ていませんので何とも回答することができません。

- 議長（多田政拓君） よろしいですか。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ10、11ページ、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ12ページ。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ戻って3ページ。債務負担行為補正、地方債補正について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第5号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。従って議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第13 議案第6号

○議長(多田政拓君) 日程第13、議案第6号令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第6号朗読

議案第6号

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

保険給付費等の増額により、令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第6号

令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,102千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ906,158千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明します。

初めに歳出のご説明をします。7ページをお開きください。2款保険給付費1項2目一般被保険者療養給付費は、実績に基づく今後の支出額を見込み増額としています。4項1目出産育児一時金は、支給額の増額による補正となります。

8ページにわたる3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分及び2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分並びに3項1目介護納付金分は、納付金の確定による補正となります。

9ページにわたる7款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金は、保険税還付金の支出額増額による補正となります。

次に歳入のご説明をします、5ページをお開きください。

2款道支出金1項1目1節保険給付費等交付金は歳出2款療養給付費等の財源として増額、2節保険給付費等交付金は財源調整による減額。

6ページにわたる6款国庫支出金1項2目出産育児一時金臨時補助金は、補助金制度創設による補正となります。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万2000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億615万8000円とするものです。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。歳出7ページをお開きください。7、8ページ、質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 7ページの関係の出産育児一時金の関係ですが、こちら当初予算の時に条例改正がされた際に合わせた予算付けをした方がいいのではないかとの質疑をさせていただきまして、その時には実績ベースで3月当初では適正な時期に補正するとご答弁いただいていたのですが、その関係で今が適正な時期で、それで補正するということがよろしいのかどうか確認させてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 4月からこちらの方を増額して実施しているのですが、執行状況に鑑み今回の補正となっています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 条例改正の絡みでは関係なくということによろしいでしょうか。何件分でしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） こちら、もともと42万円だったものが50万円に8万円増額されまして、4月からそのように執行していたのですが、予算上今後足りなくなる見込みがありますので、今回補正させていただいたものです。以上です。
- 議長（多田政拓君） よろしいですか。
- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ9ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に移ります。歳入5ページをお開きください。歳入5ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ6ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ歳入歳出の質疑を終わり討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。

本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第7号

○議長(多田政拓君) 日程第14、議案第7号令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[阿部健康福祉課長挙手]

○議長(多田政拓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(阿部充幸君) 議案第7号朗読。

議案第7号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出する。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

保険給付費の増額等により、令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第7号

令和5年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,881千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,119,471千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（介護サービス事業勘定歳出予算の補正）

第2条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明します。初めに保険事業勘定歳出からご説明します。9ページをお開きください。

2款保険給付費2項2目地域密着型介護予防サービス等給付費は、小規模多機能型居宅介護の利用者増による増額。

3款地域支援事業費3項1目包括的支援事業任意事業費は、会計年度任用職員の採用形態変更の予算組替にかかる補正となります。

10ページ、5款予備費1項1目保険給付予備費については、歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入のご説明をします。5ページをお開きください。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金及び2項1目調整交付金は、歳出2款の補正に対する定率の負担金等の補正です。2項3目地域支援事業交付金は、歳出3款の補正に対する定率の交付金補正です。

6ページ、4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、歳出2款の補正に対する定率の交付金補正です。

5款1項1目介護給付費負担金は、歳出2款の補正に対する定率の負担金補正です。7ページ、2項2目地域支援事業交付金は、歳出3款の補正に対する定率の交付金補正です。

6款繰入金1項1目介護給付費繰入金は、歳出2款の補正に対する定率の繰入金補正です。8ページ、1項3目地域支援事業繰入金は、歳出3款の補正に対する定率の繰入金補正となります。

続いて介護サービス事業勘定についてご説明します。13ページをお開きください。

2款予備費1項1目予備費については、歳出補正に伴う財源補正となります。

4款施設整備費1項1目施設整備費については、グループホームさかえ外壁補修工事及び火災通報装置交換並びに給湯器取り換え工事のため増額するものです。

以上、保険事業勘定歳入歳出補正予算及び介護サービス事業勘定歳出補正予算の説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。保険事業勘定歳出9ページをお開きください。9、10ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 9ページの包括的支援事業任意事業費のところの会計年度の方の形態が変わったということだったのですが、この内容をお知らせください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） こちら当初予算ではフルタイムで雇用の予定をしていたのですが、実際パートタイムの方に切り替わりましたので、その分で減額させていただいています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） こちら業務としてはケアマネとかでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） ケアマネージャーです。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） フルからパートになったということで、ケアマネさんは今有資格者の中でも成り手が少ない分野というふうにちらっと聞いたのですが、そこら辺業務的に回るのかどうか確認させてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 包括支援センターの方で最近利用者の支援の方が、要支援の方が増えてきていまして、これは2025年問題に直結する問題なのですが。その間昨年からケアマネージャーを1名増やそうということで募集をかけていたのですがなかなか見つからず、令和5年度の予算で取らせていただいて、実際何とか交渉しながらやっと見つかったのがフルタイムではなくパートタイムでということになりましたので、こういった形になります。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員4回目になりますが、
- 7番（三浦恵美子君） ダメですか。
- 議長（多田政拓君） 何かありますか。
- 7番（三浦恵美子君） 今後フルの予定だったものをパートだったということでもう一人、例えばパートで募集するとか何かしていくのかどうか。回っているのか回るようにすると回らないから募集しなければいけないのか。この2点を確認最後にさせてください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（阿部充幸君） 今いる方が今年事情があってパートタイムになっているのですが、来年度以降フルタイムでできるような予定もありますので、そここのところ来年度に向けて調整しながら。もし足りない場合は、また考えていかなければならないなと思っておりますが、今のところ何とかこれで回している状況です。以上です。

- 議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。
5ページをお開きください。5、6ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ7、8ページ、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ次に介護サービス事業勘定の質疑を行います。
歳出13ページをお開きください。13ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳入の補正はありませんので、これで質疑を終
わります。
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のと
おり可決されました。

◎ 日程第15 議案第8号

○議長(多田政拓君) 日程第15、議案第8号令和5年度安平町公共下水道事業
特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[蟹谷水道課長挙手]

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光弘君） 議案第8号朗読

議案第8号

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月20日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

下水道事業の地方公営企業法適用業務の追加により、令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別添の補正予算書をご覧ください。

議案第8号

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度安平町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,024千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ799,861千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年9月20日提出

令和5年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について提案の趣旨をご説明します。今補正の内容としては、歳入では歳出委託料の追加計上分に充てる主な財源の下水道事業債と一般会計繰入金が増額。歳出では事業費へ公営企業会計の移行に向けた固定資産台帳作成とシステム入力委託料を追加計上しようとするものです。

それでは歳出から詳細をご説明します。事項別明細書8ページをお開き願います。

2款事業費1項1目12節委託料の地方公営企業法適用業務委託料の内容ですが、現在安平町公共下水道事業特別会計では国の要請により来年度から公営企業会計への移行を予定しています。そのため減価償却費の算出に必要な固定資産台帳の作成について各旧町時代の平成7年度から令和3年度までの27年間は前年、令和4年度の委託業務にて概ね終了しています。そしてさらに5月末に事業費が確定しました令和4年度実施事業分の整理が必要となるため委託料に追加計上させていただき、委託業務として実施しようとするものです。なお、本件の財源については、主に公共下水道公営企業会計適用債を活用できる見込みとしています。

続きまして歳入に移りますので6ページへお戻り願います。

4款繰入金1項1目1節一般会計繰入金は、次の6款町債の借入額の基準が事業ごとに10万円単位のため基準以下の2万4000円の財源調整をしようとするもの。

次の7ページへわたる6款町債1項1目1節下水道事業債は、歳出委託料の主な財源とするもので200万円を追加計上しようとするものです。

続きまして3ページ、地方債補正に移ります。地方債の限度額の変更については今補正歳入6款町債1項1目1節下水道事業債の増額を反映し、公営企業会計適用債の限度額を1000万円から1200万円に増額しようとするもので、起債の方法、利率償還の方法に変更はありません。

これらの内容により歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9986万1000円に補正しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出8ページをお開きください。8ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出を終わり歳入に移ります。6ページをお開きください。6、7ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳入の質疑を終わります。3ページをお開きください。第2表地方債補正について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第8号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 意見案第1号

○議長(多田政拓君) 日程第16、意見案第1号**現行の健康保険証の存続を求める意見書(案)**についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(木林一雄君) 意見案第1号朗読

意見案第1号

現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月20日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 内藤 圭子

本件意見書の内容については、この後の提出議員の趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案は、本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）

政府は国民の利便性向上の観点から、来年秋に現行の健康保険証を廃止してマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとしています。しかし、この間、マイナンバーカードと健康保険証の情報が誤ってひも付けされた事例が確認されています。政府のマイナンバー情報総点検本部が、8月8日に公表した中間報告では、マイナンバーカードと一体化した保険証に誤って他人の個人情報登録されていたケースが新たに1,069件判明し、それまでに公表されていた件数と合計で8,441件。医療費や薬など診療情報が他人に閲覧されたケースが新たに5件で、合計15件となりました。マイナンバーカードと一体化した保険証に他人の医療情報が紐付けされていることは、命に関わる重大問題であり、決してあってはなら

ないことです。その他にも、マイナンバー保険証のトラブルで本人認証がされずに窓口での10割負担が求められた事例等も報告されています。

医師や歯科医師で構成されている全国保険団体連合会は中間報告に対し、「他人の情報紐付け1,069件は氷山の一角、全体チェック・全容解明まで運用停止を求めます」との声明を発表し、「これ以上情報流出、プライバシー侵害を防ぐためマイナ保険証を利用するシステムの運用は停止すべきです」とも指摘しています。

政府はマイナ保険証を取得していない方に発行する「資格確認証」について「1年」としていた有効期間の上限を「5年以内」に延長することや、申請を待たずに保険者が交付することなどの対応策を示しています。

現行の健康保険証が廃止されれば、任意であるマイナンバーカードの取得が事実上義務化されるおそれがあることや、マイナンバーカードを持たない人が保険診療を受けられなくなる懸念もあります。

よって、政府においては、現行の健康保険証を来年に廃止することを撤回し、存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月20日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

皆様のご審議の上ご賛同いただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

[工藤秀一議員挙手]

○議長(多田政拓君) 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 私の方から反対意見を述べさせていただきます。政府はデジタル社会を築く基盤としてマイナンバーカードの普及、利用拡大を進めていますが、各地でトラブルが相次ぎ問題となっています。このため政府は個別データの総点検を実施、再発防止策としてマイナンバー登録のガイドライン作成や登録事務のデジタル化などにも取り組み、また、マイナ保険証に関しては岸田首相が記者会見などで来年秋の健康保険証の廃止は国民の不安払拭のための措置が完了することが大前提としています。信頼回復に全力をあげ総点検や再発防止策を着実に実施し、国民の不安払拭を急ぐとしています。それではマイナ保険証は患者にとってどんなメリットがあるのか。マイナ保険証によって直近の保険資格が確認できるだけでなく、過去の薬剤情報や特定健診などの医療健康情報を本人同意のもとで安全に医療機関や調剤薬局に提供できるようになる。その情報をもとに医師や薬剤師が重複する薬剤や、一緒に飲んではいけない薬剤を把握し、適切に対処することなどで患者は安心安全でより良い高い医療が受けられるようになる。マイナ保険証を基盤とする本人同意のもとで全国の医療機関が必要な診療情報を共有する安全なネットワークが構築されることで国民は同時に複数の医療機関にかかっても国内のどこに旅行や引っ越しをしても、また、命に関わる救急や災害の時も、より適切な医療を受けられるようになる。さらに患者自身もマイナポータルを使って自分の情報を見ることができるので、自身の病気の発症や重症化予防にも大いに役立つ。つまりマイナ保険証は、今後の日本において国民の命と健康を守る新しい仕組みの基盤になると言えます。よってこの意見書には反対させていただきます。以上です。

○議長（多田政拓君） 只今、工藤秀一議員から本案に反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。発言はありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 私はやはりもう少し時間をかけてこのことは国が対応すべきだと思います。あまりにも性急なやり方だったので多くの間違いが起こっているということで、国民の中にこの仕組みに対する不安が大きくて取り消したり、なかなか登録の数が増えないという現状があると思います。今の保険証をそのまま使えるようにすることで余計な確認証の発行の手間も無くなりますし、今の保険証を使いながらこの制度をしっかりとしたものにする政府の努力を、もう少し急がないで皆さんに納得してもらえる形でやっていくのがいいのではないかと想着って三浦議員の意見書に賛成します。以上です。

○議長（多田政拓君） 他に討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから意見書案第1号、現行の健康保険証の存続を求める意見書(案)について採決します。この採決は起立によって行います。起立しない方は反対とみなします。それではこれから意見書案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

(賛成: 米川、小笠原、三浦、内藤、高山)

(反対: 工藤秀一、鳥越、工藤隆男、箱崎、梅森)

○議長(多田政拓君) 着席願います。起立は5名です、議長を除いた只今の出席議員数は10名です。よって賛成と反対が同数ですので地方自治法第116条第1項の規定により議長が本案に対して採決します。意見案第1号について議長は可決と採決します。

◎ 日程第17 意見案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第17、意見案第2号核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書(案)についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(木林一雄君) 意見案第2号朗読

意見案第2号

核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書(案)について

標題の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和5年9月20日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員の趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案も本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）

人類史上初めて核兵器を違法とする国際法である核兵器禁止条約が発効して2年以上が経過しました。被爆者の長年の訴えが世界の国々を突き動かして実現した核兵器禁止条約は、2023年1月時点で92の国と地域が署名、68カ国が批准しており「核なき世界」を求める声が広がっています。

条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。

また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。核兵器禁止条約は核兵器廃絶に繋がる画期的なものです。

2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界でも最も強力な核保有国の1つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇を行いました。核兵器がいかにか人類の生存を危うくするのが明白になり、核兵器の使用を防ぐことが強く求めら

れるようになっていきます。いまこそ、日本政府が核兵器の使用を許さず、全面的に禁止する先頭に立つために、各兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月20日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣

皆様方のご審議の上ご賛同いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたのでこれから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありますか。

[工藤秀一議員挙手]

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 私の方から反対意見を述べさせていただきます。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、ロシアのプーチン大統領が核兵器の使用を辞さない構えを見せ、世界はまさに現実的な核の脅威に直面しているのは事実であり、本当に恐ろしいことと感じているところです。条約にはアメリカ、ロシア、中国など核保有国が参加していない中で、参加国は核を持たない非保有国ばかりです。事実その両者が対立しているのです。日本は橋渡し役を担い、議論が必要であるため賢人会議等により話し合いの場を設け役割を果たそうとしているところです。この意見書は、その対立している国々との間で日本政府が核保有を禁止する先頭に立ち、核兵器の使用を許さないとしてルールがあってもルールを守らずに戦争しているようなロシアにどのような影響があるのか考えるが、到底核廃絶するとは思えないし、対立する両者に

とってはますます溝が深まるだけだなと思います。なぜ今こそと言っているのか全くわかりません。よってこの意見書には反対させていただきます。以上です。

○議長（多田政拓君） 只今、工藤秀一議員から本案に反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

[米川議員挙手]

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） はい。広島と長崎の原爆記念館を見て参りまして、全く戦争に関係のない一般国民がどれほどの被爆を受けて、どれほどの惨状になっているかを目の当たりに見てきまして、本当に恐ろしい核兵器だなど感じています。それで、やはりどんな状況であろうと、どんな考え方であろうと核を使用するということは人類の破滅につながっていくと思いますので、そういう惨状を目の当たりにしてきた国民の方々がまだ残っている今こそ被爆国としては核兵器禁止条約につながる禁止条約は、核兵器廃絶につながる画期的なものと思っていますので、この意見書には私は賛同しますので、どうぞ議員の皆さんも賛成してください。お願いします。

○議長（多田政拓君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから意見案第2号、核兵器禁止条約への参加・署名・批准を行うことを求める意見書（案）についてを採決します。この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対とみなします。それではこれから意見案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

（賛成：米川、小笠原、三浦、内藤、高山）

（反対：工藤秀一、鳥越、工藤隆男、箱崎、梅森）

○議長（多田政拓君） 着席ください。起立は5名です、議長を除いた只今の出席議員数は10名です。よって賛成と反対が同数ですので、地方自治法第116条第1項の規定により議長が本案に対して採決します。意見案第2号について議長は可決します。

◎ 日程第18 意見案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第18、意見案第3号再審法制の改正を求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第3号朗読

意見案第3号

再審法制の改正を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月20日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員の趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案も本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせ

ていただきます。

再審法制の改正を求める意見書（案）

罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受ける冤罪は、人生を破壊し人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと、誰も認めることでありながら後を絶ちません。

再審は、無辜（むこ）が救済される最後の砦です。しかし、再審開始が認められて無罪となる過程では、大きな壁を乗り越えなければならないのが実情となっています。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことが多くあるということです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から新規・明白な無罪証拠を提出することが求められています。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者の主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くは、実は当初から検察が隠し持っていたもので、無罪証拠が当初から開示されていたら冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなったはずで

す。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する不服申立て（上訴）されていることです。「袴田事件」では検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。こうした悲劇を繰り返さないためには、公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らう「上訴」には、法的な制限を加える必要があることは明白です。

再審法制における証拠開示の確立、検察官の上訴制限が焦眉の課題であり、誤った有罪裁判を受けた無辜の者を迅速に救済するため、下記のとおり再審法制の改正を行うよう強く求めます。

記

- 1 再審請求人の求めに対し、検察が有する証拠の全面開示を法整備すること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）がいたずらに行われることのないよう制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月20日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

皆様方のご審議の上ご賛同いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

〔工藤秀一議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 反対意見を述べさせていただきます。今回の内容は専門家たちが幾度となく協議を重ねても結論に至らない大変に難しい問題です。もちろん冤罪をこの世から無くさなければとの思いは一緒ですが、専門家たちが未だ結論を出せていない問題に同情心やにわか知識だけで判断することは無理であり、地方議会が賛成することは困難であると考えます。お気持ちはお察ししますが、判断は専門家に委ねるとし、無責任に賛成しかねるため、この意見書に対しては反対とします。以上です。

○議長（多田政拓君） 只今、工藤秀一議員から本案に反対の意見がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。

〔米川議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川議員。

○2番（米川恵美子君） 人間として生まれてきた時から色々な環境の中で学習や経験を積んでアイデンティティが確立されていくのだらうと思います。そうして大人になって色々な生き方をしていく中で冤罪かどうか私は判断しかねておりますが、ただ人間としてこんなに長い間人生をかけて自分の無実を言い続けられるものだらうかということを考えた時、人間の性善説を私は信じたいと思っています。人生をかけて自分の無罪を主張している方の性善説を信頼することにして、この意見書には賛成します。議員の皆さん、どうぞ賛同のほどよろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから意見案第3号、再審法制の改正を求める意見書（案）についてを採決します。この採決は起立によって行います。よって起立しない方は反対とみなします。それではこれから意見案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

（賛成：米川、小笠原、三浦、内藤、高山）

（反対：工藤秀一、鳥越、工藤隆男、箱崎、梅森）

○議長（多田政拓君） 着席ください。起立は5名です、議長を除いた只今の出席議員数は10名です。よって賛成と反対が同数ですので議長が本案に対して採決します。意見案第3号について議長は可決します。

◎ 日程第19 意見案第4号

○議長（多田政拓君） 日程第19、意見案第4号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第4号朗読

意見案第4号

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年9月20日提出

提出者 安平町議会議員 鳥越 真由美

賛成者 安平町議会議員 高山 正人

本件意見書の内容については、この後の提出議員の趣旨説明によらさせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 意見案第4号の趣旨説明は朗読をもちまして説明させていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成す

るため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
- 3 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月20日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

以上、議員各位のご賛同をお願いし、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから意見案第4号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって意見案第4号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20 意見案第5号

○議長(多田政拓君) 日程第20、意見案第5号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(木林一雄君) 意見案第5号朗読

意見案第5号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書(案)について

標題の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和5年9月20日提出

提出者 安平町議会議員 鳥越 真由美

賛成者 安平町議会議員 高山 正人

本件意見書の内容については、この後の提出議員の趣旨説明によらせてい

たきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 意見案第5号の趣旨説明は朗読をもちまして説明させていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。
- 3 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
- 5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年9月20日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

議員各位のご賛同をお願いし、趣旨説明とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件
について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから意見案第5号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって意見案第5号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第21

○議長（多田政拓君） 日程第21、議員派遣の件についてを議題とします。
お諮りします、千歳市に建設される次世代半導体製造工場の従業員及び関連企業の立地や従業員の定住などに対応するため世界最先端の半導体製造技術を持つ企業TSMCが立地した熊本県菊陽町及び合志市、大津町の現状や対応状況、課題などを調査することを目的に11月13日から15日までの3日間にわたり全議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。
また、この他に次の定例会までの間に議員の派遣について急施を要する事件が発生した時は、内容等を勘案のうえ議長において派遣議員を決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。そのように決定いたします。

◎ 日程第22～第24

○議長（多田政拓君） 日程第22、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第23、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。

以上3件を一括議題とします。お手元に配布のとおり両常任委員長及び議会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、各委員会の閉会中の継続調査申し出については申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については申し出のとおり承認することに決定しました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本定例会の会議に付託されました案件の審議は全て終了しました。令和5年第6回安平町議会定例会を閉会します。皆様ご苦労様でした。

閉会 午後 4時27分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
